

第 2 回 定 例 会

令和 2 年 6 月 15 日

(第 2 日 目)

6月15日(2日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	正 野 卓 矢 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	奥 晃 郎 君
5 番	荒 田 幸 司 君	6 番	崎 田 信 正 君
7 番	安 田 壮 平 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	10 番	大 迫 勝 史 君
11 番	松 山 さ お り 君	12 番	林 山 克 巳 君
13 番	西 公 郎 君	14 番	関 誠 之 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	川 口 幸 義 君
17 番	伊 東 隆 吉 君	19 番	与 勝 広 君
20 番	竹 山 耕 平 君	21 番	橋 口 和 仁 君
22 番	多 田 義 一 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

18 番 元 野 景 一 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住用総合支所事務 所 長	弓 削 洋 一 君
笠利総合支所事務 所 長	濱 田 洋 一 郎 君	総 務 部 長	三 原 裕 樹 君
総 務 課 長	平 田 宏 尚 君	企 画 調 整 課 長	國 分 正 大 君
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 課 長	當 田 栄 仁 君	市 民 部 長	満 永 亮 一 君
環 境 対 策 課 長	平 田 博 行 君	国 保 年 金 課 長	西 幸 一 郎 君
保 健 福 祉 部 長	山 下 能 久 君	福 祉 事 務 所 長	永 田 孝 一 君
福 祉 政 策 課 長	寿 山 一 昭 君	健 康 増 進 課 長	徳 永 明 子 君
健 康 増 進 課 課 長 補 佐	當 田 加 奈 子 君	健 康 増 進 課 主 幹	郷 田 早 苗 君
高 齢 者 福 祉 課 長	川 畑 博 行 君	保 護 課 長	保 金 満 君
商 工 観 光 部 長	武 下 義 広 君	商 工 情 報 課 長	向 井 涉 君

6月15日(2日目)

農林水産課長	石神 康郎 君	建設部長	保浦 正博 君
土木課長	平山 光二 君	建築住宅課長	岡江 康裕 君
上下水道部長	藤山 浩俊 君	水道課長	吉 郁也 君
教育部長	福長 敏文 君	学校教育課長	末吉 正承 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	前田 賢一郎 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	重信 竜昇 君
主幹兼議事係長	伊集院 正 君	議事係主査	堀 健太郎 君

議長（与 勝広君） おはようございます。ただいまの出席議員は21人であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（与 勝広君） 本日の議事日程は、一般質問であります。

日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますよう、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。さらに当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われま

すよう、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、自民党奄美 西 公郎君の発言を許可いたします。

13番（西 公郎君） おはようございます。自民党奄美の西 公郎です。

質問に入る前に、少々所見を述べさせていただきます。令和2年4月に本市において、2名の新型コロナウイルス感染者が発生したところですが、濃厚接触者からの陽性者がでなかったことは、不幸中の幸いであったと思っております。朝山市長はじめ、大島本島5市町村の首長方々の英断により、5月のゴールデンウィークからのLCC就航を止めたことは、本市の経済への影響は否めないところでありますが、結果として本市での新型コロナ感染者を食い止めたと思っております。本市の経済対策第1弾、第2弾と策を打っていますが、コロナ感染の第2波への影響が懸念されます。本市経済対策、第3弾、第4弾と市民生活の不安解消への柔軟な対応をお願いするとともに、市民の方々が期待をしていた全ての祭りが中止となっております。5月29日にブルーインパルスが都市上空を飛行して、医療関係者ばかりか多くの国民に勇気と希望を与えたと思っております。本市名瀬地区、笠利地区、住用地区にて、密を避けた打ち上げ花火の実施を検討してもらいたいと要望して、一般質問へと移らせていただきます。

1、コロナ感染対策についての、（1）今後予想される第2波への教訓について、お伺いをいたします。

次の質問から発言席にて行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。まず冒頭、新型コロナ感染症により亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、現在、治療中の皆様の1日も早い回復を心からお祈り申し上げます。また、新型コロナ感染症に最前線で奮闘されております医療従事者や関係者の皆様方に対し敬意を表しますとともに、これまで外出自粛などに取り組んでいただきました市民の皆様、観光や帰省などを控えていただきました出身者並びに奄美ファンの全ての皆様に対し、厚くお礼を申し上げます。

さて、今回の新型コロナの件では、今、議員がお話にありましたとおり、奄美市内を含め、県外、海外からもマスクやアルコール消毒液、フェイスガードなどの御寄附をいただいておりますことに対しましても、厚く御礼を申し上げます。

さて、今回の新型コロナ感染症のような世界全体に猛威を振るう感染症に直面いたしましたのは、私どもにとって、また、全国民にとっても初めてのことではないかと思えます。日本国内でも感染者が増加する中、本市においても4月に2名の感染者が発生いたしました。幸いにも感染拡大に至ら

なかったことは承知のとおりでございます。先月25日に全国的に緊急事態宣言が解除されたことは、皆さん御案内のとおりでございますが、専門家の方々が予測されておりますように、第2波、第3波に備えて、本市のみならず奄美大島5市町村並びに県も含め、関係機関の連携をこれまで以上に強化していかなければいけない、そう考えているところであります。そのようなことも含め、先週、6月の12日に5市町村の連絡協議会並びに大島支庁も含めて、さらに水際対策を含め、万全な体制を整えていくことを申し合わせたところでございます。そのようなことを含めて、今後の感染症防止対策を、皆様方のお力をいただきながら、努めてまいりたいと考えておりますので、どうか御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

保健福祉部長（山下能久君） おはようございます。私のほうから、本市及び奄美大島5市町村への取り組み、第2波への備えについてお答えいたします。本市における感染症防止の対応といたしましては、2月25日に第1回情報連絡会議を開催してから、これまで14回の対策会議等を開催し、市内の公共施設や市主催事業の感染症予防対策等について取り組んでまいりました。また、一つの島、圏域ということから、奄美大島の5市町村で連携し、来島者への共同メッセージの発信、空港・港での水際対策の取り組み、医療体制構築への要望等を共同で行っているところでございます。このような中で、市民の皆様、事業者の皆様方の御協力をいただき、先月25日には全国の緊急事態宣言が解除されたところです。しかしながら、議員御案内のとおり、第2波が来ることが予測されている中、様々な課題も見えてきており、それまでの間に課題解決に向け、取り組まなければならないと考えております。その一つとして、マスクやアルコール消毒液等の衛生用品の入手困難さが挙げられますが、本市では専決補正予算により、マスクやアルコール消毒液等の購入を行ったところです。これらは、新型コロナ感染者が発生した事業所等の消毒が必要な場合の支援や、これからの台風等の避難所での感染症予防対策に使用するための備えとして購入しております。

新型コロナ感染症の第2波への対策としては、これまでと同じように一人ひとりが手洗い・うがいなどの感染症予防対策を徹底して行うことや、「新しい生活様式」として示された事項を市民一人ひとりに理解、周知することも重要なことだと考えております。このように、市民の皆様一人ひとりの感染症予防対策が、感染症拡大を防ぐため、大変重要なことと考えておりますので、今後とも御理解と御協力をお願いいたします。

13番（西 公郎君） 次の質問に移らせていただきます。医療崩壊、介護崩壊を防ぐ本市の対策についてお伺いをいたします。

保健福祉部長（山下能久君） 病床の確保についてお答えいたします。現在、鹿児島県においては、県全体で253床の病床が新型コロナ対応の病床として確保されております。そのうち、奄美市においては県立大島病院の4床となっております。また、県立大島病院においては、結核病床も15床あり、新型コロナ感染症患者が発生した際には、結核病床においても治療可能と伺っております。

次に、感染者が発生した場合の対応につきましては、感染拡大警戒地域とそれ以外の地域で対応が異なりますので、警戒地域以外の地域対応についてお答えいたします。感染者が発生した際は、管轄保健所が対応し、県内感染症指定医療機関で入院対応となります。この感染症指定医療機関での受入不可となった場合は、他の感染症指定医療機関や結核病床での入院調整となります。この場合は、管轄保健所が県に連絡相談し、県が広域的な調整を行います。さらに感染者が重症化した際は、管轄保健所が県に連絡相談、県が搬送等を含めて広域的な調整を行います。この際の入院対応医療機関は鹿児島大学病院と鹿児島市立病院となっております。

次に、介護事業所における新型コロナ対策についてお答えいたします。介護の現場は、人と人の距離が短く、接触度も高い状態となりますので、介護崩壊を防ぐには施設・事業所が十分な衛生資材と人員

を確保するとともに、介護従事者自身が感染症に対する正しい知識を持ち、対策を講じていくことが重要であると考えております。今年4月に奄美市内で新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者が発生した際は、市内のほとんどの介護施設・事業所におきまして、厚生労働省から3月に出されたガイドライン及び独自の感染症対策マニュアルに基づき、介護サービスを継続していただきました。市におきましては、5月に市内で介護サービスを行っている49団体、135事業所へマスクと消毒用エタノールを配布したほか、大島郡医師会の協力をいただきまして、感染症担当とお聞きをしております住用診療所の野崎先生による介護従事者向けの「新型コロナウイルス感染症対策について」の講話を行っていただきました。通常形式の講演会の開催では、3密を防止できないことや、講話を聞くことができない介護従事者も相当数出てくると考え、Webによる講演会を実施するとともに、講話の内容は介護に携わる方々がいつでも何度でも見ることができるよう、動画配信用に収録しており、市のホームページ等で閲覧することができます。今後予想される第2波、第3波に備え、介護従事者及びサービスを利用する高齢者や御家族が安心できるよう、引き続き感染予防対策に万全を期していきたいと考えております。以上でございます。

13番（西 公郎君） 先ほど、マスク、消毒液の備蓄は述べていたように思いますが、そこで、防護服、これもですね、備蓄のほうが必要になってくるのではないかと考えております。

次の質問に移ります。（3）奄美市社協との連携強化について伺いをいたします。

福祉事務所長（永田孝一君） 社協との連携ということで、お尋ねの社協で今回のコロナの影響で実施しております小口融資資金貸付、緊急小口の件での連携ということで答弁をさせていただきます。新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯を対象者として、緊急小口資金の貸し付けを社会福祉協議会が相談窓口となり行っております。また、5月末からは緊急小口資金の対象者へ市独自の貸付額上乘せ支援である奄美市生活支援特別貸付、1人30万円を上限としておりますが、行って、支援を行っているところでございます。窓口のお話もします。この社協の緊急小口貸付なんですけれども、これにつきましては、社会福祉協議会のほうで相談受付をしまして、県の社協が貸し付けを行うという形で実施しておりますけれども、窓口を広くするために、労働金庫大島支店、4月末からなんですけれども、それから、5月末からは郵便局、名瀬郵便局だけなんですけれども、申請書を入手できるようになっております。社協以外の窓口もできたということも、広く公報していきたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

13番（西 公郎君） 昨日付の地元紙にはですね、小口貸付が全国で38万件、奄美市、恐らく180から200ぐらいじゃなかったかなと思っておりますが、本当にこう手っ取り早いのが一番そこだったはずなんです。まずそこを市民の方々がどれだけ認知をしているかっていうのは課題かなと思っておりますし、先ほど労金の話、日本郵便の話と、窓口が非常に混雑して、酷くなっているのも確かなんです。そういったのも、本市のホームページ上で掲載する、また、広報をどうやっていくかっていうのが、今後の課題じゃないかなと思っておりますので、よろしくお伺いをいたします。

次に移ります。（2）教育行政について。（1）休校期間をカバーする今後のカリキュラムについて伺いをいたします。

教育長（要田憲雄君） おはようございます。今後のカリキュラムについての御答弁を申し上げます。休業期間中の授業時数の確保につきましては、現在、各学校において、1年間を通して予備時数で対応したり、行事の精選や週の授業時数を増やしたりするなど、各学校の実情に応じて授業時数を補っているところでございます。予備時数と申しますのは、全ての教科に充てられた法定時数の合計を除いた残りの時数が予備時数というふうになるわけですが、強いて申し上げますと、奄美地区の場合は台風接近があります。あるいは、先生方の年休ですとか研修ですとか、そういうものに充てられる時数を

予備時数と言っているところがございます。併せまして、単に授業時数を確保するだけではなくて、学力の低下を招かないよう、授業の質の向上を図る、あるいは必要な学習内容の充実についても、改めて具体的に指導をしているところがございます。また、小・中学校の夏季休業中の授業を実施するかどうかにつきましては、今後、県や他市町村の動向を踏まえながら、あるいは各学校の校長さんの意見を聞いたり実情を確認しながら、授業時数などに差が出ないように、慎重に検討してまいりたいと考えております。以上です。

13番（西 公郎君） 次に、（2）のオンライン授業の導入についてお伺いをいたします。

教育部長（福長敏文君） おはようございます。それでは、オンライン授業の導入についてということでお答えをいたします。まず小・中学校におけるオンライン教育（オンライン授業）について説明をさせていただきます。県のほうに確認をいたしましたところ、小・中学校での「オンライン教育」は大学等で行われているものとは違いまして、「オンラインによる学習指導」と位置付けられているところとございました。これを踏まえまして、今回のGIGAスクール構想によるタブレット1人1台導入は、主に学校内のICT環境整備を行うことを主としたものであることをまず御理解いただきたいと存じます。なお、学校でのネットワーク環境が構築され、通信回線状況が改善されることから、オンラインによる学習指導も実現できる可能性が出てきております。そのことにより、新型コロナによる臨時休業期間など、今後、オンラインによる子供たちへの学習指導が必要となった場合に、これが実現できるように、環境整備はもちろん、教職員の操作指導などにも努めてまいりたいと考えております。併せて、家庭でオンラインによる学習指導を受けるためには、家庭内のWi-Fi環境が必要となります。家庭によっては通信環境が整わないことも想定されておりまして、今後、国の施策等を注視をしながら、家庭での通信環境整備についても検討してまいりたいと存じます。

次に、年度ごとの授業内容でございますが、当初令和2年度から令和5年度にかけて、学校のICT環境整備を行い、順次1人1台の端末整備を行う予定でございましたが、国の緊急経済対策及び新型コロナ対策として前倒しで、今年度中に全学年を対象に整備を行うこととなったものでございます。全国一斉の事業導入のため、タブレットの整備が遅れることも想定されておりますが、年度内での整備に努めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

13番（西 公郎君） ギガ構想が学校内限定ということですが、本市は4億2,000万円を投入して、市内、笠利・住用、全て光ファイバー網を整備してきました。先ほど、部長の答弁で、親の経済力によってはそういった環境をつくれないう子供たちもいるかもしれない。そこをどうやって救い上げることができるか。これは政治、行政の課題であると思っておりますので、そういったのを念頭におきながら、助成なり、こういった形で救えるかは検討していただいております。検討をお願いしたいと思っております。

（3）今後の学力向上に向けての本市の取り組みについてお伺いをいたします。

教育長（要田憲雄君） 御答弁申し上げます。休業していた期間の学力の向上につきましては、議員御案内のとおり、教育委員会としても大切なことであるというふうに捉えて、今、進めているところがございます。現在、学校では休業期間中の遅れを取り戻すための取り組みとして、行事の精選をすること、予備時数を授業に振り替えることなど、授業時数をできるだけ増やすための取り組みを、今、進めているところがございます。さらに教育委員会ではこれまでも、児童・生徒の学力向上と教職員の指導力を進めるために、三つの取り組みを行ってきているところでございます。

まず一つには、授業改善でございます。この中で何回か申し上げましたが、「学力向上対策・授業改善五つの方策」という資料を具体的に作成しまして、各学校の全ての職員に配付して、これを進めてい

ると。そして、学校訪問や授業参観の際に、この「五つの方策」が進められているかどうかを、授業に活かしているかどうかということで、参観をしながら確認をして指導しているということでございます。このことは、いわゆる昔流の、これまでの教師主導型の授業や、あるいは大学の教授のような、一方的に教師が教え込むような授業ではございませんで、児童・生徒による自主的、主体的、対話的、いわゆる深い学びと言いますが、アクティブ・ラーニングという言葉がございますね。こういうことですが、こういう授業を徹底させることが、今の世の中で大変大事だということで、そのことを、今、進めているところです。この授業改善につきましては、変化の激しい社会を生きていく児童・生徒に求められている思考力、判断力、表現力と言いますが、そういうものを育む授業ということでございまして、自ら学ぶ力を高めるために、大変必要であるということで、今、各学校で徹底して授業改善に取り組んでもらっているというふうに御理解を賜りたいと思います。

2点目です。これも何度か申し上げましたが、家庭学習の充実と家庭学習の習慣化、いわゆる宅習の習慣化ということで私は呼んでおりますが、宿題は学校が出すもの、あるいは教師が出すものと、家庭学習は児童・生徒が自主的、主体的、計画的に進めるものと、こういうふうに二つに分けてですね、子供たちが主体的に、能動的に、積極的に取り組むような家庭学習に取り組ませると。いわゆる宿題だけではなくて、宿題やったあとに必ず子供たちが自分で時間をとって積極的に進めていこうということで、管理職研修会ですとか、あるいは学校訪問等で具体的に指導をしてきているところです。

さらに県教育委員会の学力向上Webシステム等に掲載されている活用問題ですね、この取組も、今現在、進めているということです。学力向上Webシステムにつきましては、思考力、判断力、表現力、これを活用する力を高める問題がかなり掲載されておりますので、この問題を小学5年生以上は全ての学年に跨って、毎月学校で取り組んでもらって、学力向上につなげるように指導しているということです。従いましてですね、先の2月に実施されました県の学力定着度調査は、小学校だけではなくて、中学校も少しずつ上向いてきているということをお知らせしておきたいと思っております。私も市内の全ての学校を訪問しながら、授業改善が図られているかどうかのことについても参観を通して確認をしたり、あるいは管理職に対して指導を進めているということです。また、私どもの学校教育課の指導主事も、時間を見つけてはできるだけ学校訪問して、授業参観をしてフィードバックして、授業改善を進めているということでございます。いわゆる、今、申し上げましたようなことを着実に取り組む、継続してまいることによって、学力向上を図っていききたいということでございます。よろしく申し上げます。

13番（西 公郎君） では、次の質問に移ります。（4）学有林保全についての本市の考えについて伺いをいたします。

教育部長（福長敏文君） それでは、学有林の保全管理について、この後、どのようにしていくかということでお答えをさせていただきます。現在、学有林につきましては、学校から離れていることや、安全面の確保が難しいことなどの理由から、ほとんどの学校で過去30年近く保全管理がなされておらず、その場所等についても学校でははっきりと把握されていないのが現状でございます。例を挙げますと、名瀬地区においては平成5年度及び10年度に学有林の調査が行われており、この時点で過去10数年にわたり保全管理がなされていないとの記載もございました。今後、これらの資料などを基に、各学校や関係部署と連絡を取り合いながら、現状の確認を行うとともに、今後の活用のあり方について検討してまいりたいと存じます。御理解をお願いいたします。

13番（西 公郎君） 林業関係の本市の今年度の予算ですが、危険木対策に395万円・これ、4・5年前の最大の予算は恐らく8,000万円ほどあったはずなんですよ。その学有林を、農政に移管なら移管でも僕は問題ないなと思っています。移管するに当たっては、やはりこう固定資産台帳にしっかりと載せて管理をしていくこと。これがまだなされていないんだらうなと思っていますよ。それがあ

んであれば、それは管理しなければいけなくなりますから、そういう方向で検討をしていただきたいと思えます。

次に移ります。3番の道路行政について。(1)市道平松2号線についてお伺いをいたします。

建設部長(保浦正博君) お答えします。市道平松2号線につきましては、歩道の安全を目的として、令和2年度、令和3年度の2カ年で歩道の勾配が急な550メートル区間の整備を計画しております。本年度は測量設計と220メートル区間の整備を予定しております。本年度、こしゆく第一公園にバス待合所整備が計画されていることから、本事業において、バスの停車帯も併せて整備を検討したいと考えております。

13番(西 公郎君) 私が要望したいのは、バスの駐車スペースです。現状、コミュニティバスが待機をする。そこから、市街地からその後ろに大型バスが止まりますよね、部長ね、商工観光部長。そのバスがあり、時間帯によっては大型バスを含め、マイクロが3台止まる。そういう状況なんです。朝のスクールバスの時間、そこら辺りで、やはりこう離合できない状況がある。それは、私は要望したいのは、やはり駐車できるスペースがないと、縁石を切って街路樹も撤去して、そのスペースを確保しなければ、向こうの利便性が高まらないんですよ。バス路線の変更によって、大きな変更になりましたが、机上だけでオッケーをするのではなくて、バス停を持ってきたら車は、バスは絶対止まるわけなんです。そこを縦割りで土木が、行政が、建設、行政が入らずにそういったオッケーをだすからそういった状況になる。そこら辺りは連携をしながら進めていかないと、今後も起こり得る問題だとは思っております。

次に移ります。(2)の三儀山線改良事業についてお伺いをいたします。

建設部長(保浦正博君) 市道三儀山線は路線先に老人ホームや病院などがあり、交通量の多い道路であります。幅員が狭隘で視認性が悪く、また、歩道が設置されていないことから、幅員確保、線形改良、歩道及び防護柵設置等、総合的な道路改修事業を実施するものでございます。令和元年度に概略設計を行い、今年度は地質調査、法面設計等を計画しております。まだ調査・設計段階であります。令和3年度から工事に着手し、概ね10年程度見込んでおります。

13番(西 公郎君) 次に、(3)の県道79号線。長浜トンネルを抜けて、ファミリーマートとガソリンスタンドの信号改良についての質問ですが、路線バスが右折をする、または朝仁保育園の手前のほうから右折で逃げたいという線なんです。だから、もうここで渋滞をする。それがずっと長浜まで続いていく。これが現状だと私は思っております。私がお願いしたいのは、浜里方面を先に時差式信号で止めて、長浜から来る車を右折優先、専用の信号で右折に逃がしてやる。そうすると、大分渋滞が捌けるはずなんです。間違いなく捌けるでしょう。それについての当局の見解をお伺いいたします。

建設部長(保浦正博君) ただいま、議員から御指摘のありましたことにつきましては、市としても認識しておりますことから、交通管理者である奄美警察署にお伺いしたところ、片側一車線道路の交差点においては、時差式信号や矢印式信号の設置は行っていないとの回答でございました。信号機設置、交通規制などはあくまでも交通管理者の判断であるということに御理解をいただきたいと存じます。

13番(西 公郎君) 本件はですね、4月の末に朝仁新町で起きた問題で、いろんな、ちょっと警察とのやり取りの中で、お願いしとったんですよ。ここに時差の信号を付けて右折に逃がしたいと。交通課経由で県警に話が行って、県警も結論出ずに検察庁に行ったという報告を5月の末に聞いていました。やはり右折専用レーンがないからできないという見解であった。あれを右折専用レーンを造るとし

たら経費がかかるわけで、用地買収から全てやってやるかって言ったら、これ、そういう事業ではないと、僕自身は思っているんですよ。同僚議員と要望を出して、今後、対応をしなければ、いつまで経ってもあの線の渋滞は解消できないだろうなと思っています。

では、次の質問に移ります。4番の航路、航空路関連についての(1)空港管理について。①令和2年1月8日に発生した事故原因、JACの事故の最終結論についてお伺いをいたします。

笠利総合支所事務所長(濱田洋一郎君) おはようございます。議員お尋ねの案件につきまして、事案につきまして、経緯を含めてお答えさせていただきます。令和2年1月8日の午前9時53分、喜界空港を離陸し、10時1分、奄美空港に着陸した当該機でございますが、滑走路左側に逸脱いたしまして、滑走路西側の緑地帯に停止をし、自走できない状態となったため、滑走路が終日閉鎖をされたという事案でございます。この件につきまして、国土交通省運輸安全委員会はこの事案を重大インシデントというふうに認定をいたしまして、現地に航空事故調査官を派遣するとともに、原因等を調査したところでございます。その結果につきましては、鹿児島県を通じまして、運輸安全委員会に確認したところ、今後、1年以内に最終報告と、最終結果及びその事実認定についても最終結果報告書というものをもって報告をするということでもございました。事案発生から運航再開までの状況につきましては、奄美空港管理事務所に確認をいたしましたところ、滑走路を閉鎖したことに伴い、当該機を含む37便が欠航となりましたが、その後は当該機を運航管理者、JACですが、運行管理者が緑地帯から移動させて、午後11時15分に滑走路の閉鎖を解除、翌日から運行再開に至っているということでもございます。早期撤去に至らなかった経緯ということにつきましては、滑走路の閉鎖により県本土から機材が搬入できなかったということと、事前準備が不十分であったということが原因と、時間を要したというふうな趣旨で報告を受けているところでございます。以上です。

13番(西 公郎君) 次に、奄美群島各空港管制業務の現状についてお伺いをいたします。

笠利総合支所事務所長(濱田洋一郎君) 大阪航空局奄美空港出張所に確認をさせていただきました。鹿児島県の管理する空港では、管制官は常駐しておりません。奄美空港におきましては、航空管制運航情報官という方が5名、現地に配置されておまして、奄美空港での対空援助業務を行っております。奄美空港以外の県内の離島の空港でございますが、鹿児島空港事務所の航空管制運航情報官が鹿児島空港からリモートによる対空援助業務というものを行っているということでもございます。以上です。

13番(西 公郎君) 群島、私は奄美空港もちょっとリモートかなと思っていたものですから、この質問をしたんですが、各空港、リモートで対応できる、徳之島、沖永良部、与論ですか、喜界、恐らく奄美空港に関してもそういった方向に進むのではないのかなと思っています。

次の質問に移ります。次は定期船航路の、これは鹿児島・沖縄線ですが、欠航状況に付いてお伺いすると、過去、私が記憶しているのでは、2月、3月の欠航はそうなかったと記憶しているんですね。これが運航管理、運航規程の変更なのか、2月、3月に市内、2・3日欠航が続いて品物がなくなったという状況があったと思っています。そこらについての、運航状況を含め、欠航についてお伺いをいたします。

商工観光部長(武下義広君) はい、おはようございます。それでは、お答えいたします。御質問の件につきまして、名瀬港を管理する鹿児島県に確認しましたところ、令和2年2月から3月の間の名瀬港の欠航状況は、2月1日、17日、18日、19日。3月につきましては欠航はなく、計4日間の欠航があったところでございます。

次に、運航の判断基準につきましては、国は平成18年に「安全管理規定に係るガイドライン」を策定しており、その中では運輸事業者が現場の状況を踏まえて安全マネジメント体制を構築し、国が確認する仕組みを導入しているところでございます。これを踏まえ、運航判断基準について、航路事業者を確認したところ、従来から安全運航を最優先としているところであり、近年、特に厳格化したということはないとのことでございます。近年の欠航に関しましては、「海水温が高まったことなどによる自然現象の影響を受けていること」も原因の一つとして挙げられ、「安全を第一に、運航の可能性を見極め、それでも欠航となる時は苦渋の決断をしている」とのお話を伺っております。外海離島であるために、気象条件による欠航は避けられないものでございますが、生活路線として島民にとって欠かすことのできない日々の運行のため、しっかりと安全に配慮した運航に取り組んでおられるとのことでございますので、御理解を賜りたいと思います。

13番（西 公郎君） 2月、欠航状況で2月の17・18・19、この三日間、これは大きかったと思いますよ。安全上であれば、それはこう、どうのこうの言う立場にありませんが、やはりこう生活路線であるというところで、規定は変わらないっていうことではがね。これはこう、致し方ないところ、離島のハンディっていうか、致し方ないところかなと思っています。

次に移ります。5番の水産業振興についての（1）シラヒゲウニ種苗についてお伺いをいたします。

農林水産部長（栄 広久君） おはようございます。水産業振興についてお答えします。シラヒゲウニ種苗生産についての取り組みといたしましては、平成30年度から「かごしま豊かな海づくり協会」が種苗生産技術を継承し、生産を行っており、令和元年6月中旬から8月上旬にかけて、笠利地区漁業集落が種苗50個を譲り受け、中間育成及び放流を実施しております。令和元年度は、「かごしま豊かな海づくり協会」により、シラヒゲウニ1万9,500個が生産され、令和2年4月中旬に群島内の各漁業集落に配布されております。本市におきましては、名瀬・住用・笠利、それぞれ2,000個を受け取り、中間育成、放流を実施いたしております。

今年度は奄美群島水産振興協議会から「かごしま豊かな海づくり協会」に委託し、シラヒゲウニ種苗2万個が生産され、群島内の各漁業集落に配分される予定と伺っているところでございますが、今後、島内での種苗生産による増養殖を目指し、実証実験に必要な水槽等の配備を図ると同時に、技術移転の研修等を計画しているところでございます。このことにより、シラヒゲウニの復活につながるものと期待しているところでございますので、御理解賜りたいと存じます。

13番（西 公郎君） 水槽を買って、検討するということですが、ちょっとこの問題は私も2年近く追いかけてきましたが、やっと商工観光部から水産の、農林水産に移行して、やっと事が動くかなという期待をしています。だけど、それだけではなく、次の質問と関連しますが、下水道とか集落排水で海水の汚染というのは大分良くなったと思っているんですよ。間違いなく良くなっているでしょう。その中で、やっぱり一番ネックとなっているのは、海水温上昇。この海水温上昇に耐えうる種の藻場の造成をしなければいけないと思っていますが、（2）の藻場造成事業についてお伺いをいたします。

農林水産部長（栄 広久君） それでは、藻場造成につきましてお答えいたします。藻場が多くの水産物の生活を支え、産卵や幼稚魚に育成の場を提供するほか、水産物の餌となり、また、海水の浄化に大きな役割を果たすとの認識の下、藻場再生に向けて離島漁業再生支援交付金事業を活用し、各地区漁業集落で様々な取り組みを実施してきたところでございます。各地区における令和元年度の精算額は、名瀬地区82万4,000円、住用地区4万3,000円、笠利地区14万4,000円となっております。また、今年度の予算額は名瀬地区で37万2,000円、笠利地区が12万円となりますが、住用地区につきましては計画はございません。各地区の取り組みとしましては、名瀬地区ではフロート型の

藻場ケージの設置を行い、順調に生育していることを確認いたしております。また、令和元年度に笠利地区と同様の沈下型の、下に沈める形ですね、藻場ブロックを、佐大熊、長浜、小浜の計3カ所に12基投入しており、今後、追跡調査及び効果検証を行う予定としているところでございます。

次に、住用地区では平成30年度に人口海藻を5基設置し、令和元年度に追跡調査を行っておりますが、台風の影響により5基とも流出したとの報告を受けておりますので、今後、再投入する際には、設置場所や固定方法等を慎重に検討する必要があると考えております。笠利地区におきましては、沈下型の藻場ブロックを平成29年度から令和元年度にかけて15基設置しております。追跡調査の結果、ほぼ全てに藻の付着が確認できておりますが、食害にあったものもあるという報告を受けております。今後は設置場所や食害対策を慎重に検討する必要があると考えているところでございます。このように表層型、沈下型、人口藻場の3種類の方法を行っておりますので、まずはこれらの追跡調査結果を把握、精査し、今後、より効果的な方策を検討してまいりたいと考えているところでございます。よろしくお願いたします。

13番（西 公郎君） 次に、（3）スジアラ等の種苗放流についてお伺いをいたします。

農林水産部長（栄 広久君） それでは、スジアラ等の種苗生産につきましては、鹿児島県水産技術開発センターやかごしま豊かな海づくり協会などで生産された種苗を、離島漁業再生支援交付金事業を活用し、各漁業集落が買い付け、放流を行っております。令和元年度の精算額は、名瀬地区で21万3,000円となり、スジアラ1,260匹を放流いたしております。また、今年度予算におきまして、笠利地区での計画はございませんが、名瀬地区で26万2,000円でスジアラ1,000匹、住用地区が29万3,000円でスジアラ2,000匹を放流する予定でございます。今後とも県の水産技術開発センターからの助言等を参考にしながら、より効果的な放流方法の模索に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

13番（西 公郎君） いろいろやってらっしゃるのは分かります。また、水産業振興はですね、輸送コスト支援事業も大事なんですが、根本的に種苗事業を基本としなければ、どっちが先かの話なんですよ。コストやったらそれでいいという問題ではないでしょう。枯渴したらどうすんのと。まさにシラヒゲウニが然りで、枯渴したんですよ。それは、餌がないところに放流して育つわけがない。そういった、食物連鎖を考えた事業でやらなければ、幾ら予算投入しても結果が出ない。そういう状況になるんですよ。この問題も暫く追いかけていきますが、本当にですね、それでもっとこう沖縄、ほかの地区の、連携しながらですね、やらなければ、海水はきれいになった、けどどいないというのはいかなものかなと。やはり、今後、世界自然遺産登録を目指し、体験型を増やしていく、観光の目玉にするためにも、やはりシラヒゲウニを海で割って試食していただく。そうやってリピーターを増やしていく。やはりこう観光というのはそうやって、水産業を含めた形で回っていくような仕組みをつくらなければ、一過性で終わるんですよ。そういうのの意味で、僕はこの水産関係はずっとやってきましたが、基本にあるのはそういう考えの下で質問をしていますので、是非、結果出すには時間かかりますが、やはりこうあらゆる策を講じてですね、また、そういった循環型、体験型の観光ができる奄美にしてもらいたいと思っております。

では、次に最後の質問に移ります。6番、市民生活について。（1）し尿汲み取り指定振込先についての件であります。本事案は私が一般質問締め切りの3日前、4日前にちょっと相談を受けまして、また、時間的な余裕がない中では出しましたが、振込先が指定口座、6金融機関がありますけれども、そこでゆうちょ銀行には対応できないということがちょっと問題と思いましたので、この件を取り上げさせていただきました。金融機関がない地区、小湊地区も古見方地区もそうでしょう。有良、芦花部もそうでしょう。下方地区もそうなんですよ。支店がないわけで。そういう中で、ゆうちょ銀行では納入

できませんという、こういった経緯かはまだ分かりませんがね。これを外したのが一番の問題だよという件で、今回、この件を質問させていただきます。

市民部長（満永亮一君） それでは、お答えいたします。名瀬地区のし尿汲み取り事業につきましては、これまでし尿汲み取りを依頼する市民が、市の許可業者と直接契約をしておりましたが、その許可業者が本年3月末に廃業したことに伴い、令和2年度から市の委託事業により実施をしているところでございます。このことにより、し尿汲み取り手数料の支払い方法が事業者へ直接現金でお支払いしとったものが、市へ金融機関等で納付書により納付する方法に変更となったということでございます。

議員御指摘のとおり、ゆうちょ銀行では、現在、し尿汲み取りの手数料の取り扱いができずに、市民には大変ご不便をおかけしておりますが、現在、納入ができるように準備を進めているところでございます。準備を進めるに当たりまして、ゆうちょ銀行と別途契約を交わすことや収納システムの改修に時間を要しております、暫くお時間をいただきたいと思いますと考えております。なお、現在、金融機関での支払いが困難な方につきましては、職員が個別に集金にお伺いしまして対応しておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

13番（西 公郎君） やっぱりこう不便があつてはいけない。それではちょっといろいろ経費もかかるかも分かりませんが、やっぱりこう市民サービスの向上を目指していかなければ、行政に対する不満も出てくるかもしれない。そういうことを念頭において、今回の変更が早めに進むことを希望いたします。

また、冒頭申し上げました密を避けての花火の、打ち上げ花火をしていただきたいという問題。これは今から協賛金を集めるっていうことではないんです。負担金が、各祭りに計上されている。まして、この4月から5月まで物産協会の挙行できなかった予算が余ってくる。そういった、できる範囲の中で検討をしていただきたいということです。業者も年度終わると、やっぱり次のために作るわけですよ。業者は、だから在庫を抱える。それを、交渉次第ではどこまでできるか、1時間もあげろということではなくて、できる範囲で、やはりこう閑散としたコロナでの現状の中、市民の方々にやっぱりこう夢と希望を与える、これは政治行政も考えなければいけないと思いますので、是非とも前向きな検討をお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） 以上で、自民党奄美 西 公郎君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。10時45分に再開いたします。（午前10時29分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き、一般質問を行います。

チャレンジ奄美 正野卓矢君の発言を許可いたします。

正野卓也君から一般質問中の資料投影のため、書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

1番（正野卓矢君） 市民の皆様、議場の皆様、ネット配信を御覧の皆様、おはようございます。チャレンジ奄美の正野卓也です。

質問に入る前に、少しだけ所見を述べさせていただきます。未知のウイルスでもあり、治療法も確立されていない新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、様々な分野に影響がもたらされております。私の周りでも学校の休校や観光、飲食店の自粛、祭り、スポーツ大会、イベントの中止など、いろいろなところで様々な影響が出ています。緊急事態宣言が全国的に解除され、今月に入り、少しずつ普通の暮らしへ戻す努力が始まっておりますが、このウイルスへの対策はこれからが本番なのかもしれま

せん。ウイルスの感染拡大が収まってきているとはいえ、最新の注意を払いながら活動を再開させなければなりません。日々情報が更新される流動的な状況にあります。コロナウイルスがまた奄美で確認される可能性は高いレベルであると考えています。我々にできることは、新しい生活様式を取り入れながら、感染予防や免疫力の向上を心掛け、健康的な環境づくりを行うことだと思われま。日本の医学者でもある京都大学の山中伸弥教授はソーシャルディスタンスを思いやり距離と訳し、正しい行動を粘り強く、粘り強く続ければ、ウイルスとの共存が可能であると、みんなで協力し周囲の大切な人を、そして、社会を守りましようとおっしゃっています。まさにそのとおりだと思います。緊急事態宣言が解除されたことにより、奄美大島をはじめ、奄美群島にもたくさんの方々が観光に来られると思います。ですが、私たちはあらゆる面で島外からお越しの方々を受け入れる準備ができていえるでしょうか。奄美市としては、万が一コロナウイルスへの感染が確認された場合を想定して、ありとあらゆることに対処できるよう、シミュレーションしておかなければならないと思います。新型ということもあり、このウイルスにどう対処したらいいのか、何が正解なのか分からないことが多くあります。分からないことばかりですが、今後、共存していかなければならない脅威として認識していかなければなりません。そんな中、いろいろな情報が飛び交うことで、住民の皆さんが混乱をきたすこともあるかと思えます。ですので、市民が誤った情報を鵜呑みにしないよう、奄美市として信頼できる正しい情報の迅速な提供が必要だと考えております。感染者が出ないに越したことはないのですが、感染すること、陽性になることは罪ではありません。感染予防のいろいろな施策、人権への配慮を調和させた対策が大切だと思います。このコロナ禍を乗り切るために、一人ひとりのプラスアルファの努力と思遣りが求められていると思います。

それでは、質問に入ります。新型コロナについて。奄美市新型コロナウイルス感染症緊急対策事業第1弾で盛り込まれました、新型コロナ緊急対策室の取り組みについてお示してください。また、新型コロナ緊急対策室は何人ぐらいの規模で動いているのか、お示してください。

次の質問から発言席で行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

総務部長（三原裕樹君） おはようございます。それでは、答弁いたします。今回、新型コロナへの対策を全庁的に対応するため、総務部企画調整課内に新型コロナ緊急対策室を設置いたしました。同対策室は企画調整課長が兼務する室長の下、総括班5名、広報班2名で構成をしております。同対策室では、新型コロナ対策のための庁内組織の強化、対策事業の調整や連携をはじめ、情報の一元化を図り、より分かりやすく市民に伝えるためのホームページの充実などを担っております。また、市民の皆様からの相談窓口につきましては、市民や事業者の皆様の中にはどこに相談すればいいか分からないという方もいらっしゃると思います。そのような方々の相談につきましては、まずは同対策室が窓口となり、お話を伺い、必要に応じて担当部署で対応をさせていただくこととしております。以上でございます。

1番（正野卓矢君） ありがとうございます。これからコロナと共存していく上で、細かな、ささやかな不安がいっぱい出てくると思いますので、そういったワンストップで、サービスで窓口があると、本当に市民の皆様も助かると思います。先ほども言いましたが、何が正解か分からないことが多くあります。なので、そういった窓口をね、環境が整っていくと、大変、市民にも力になると思いますので、是非よろしく願いいたします。

それでは、次に行きます。コロナウイルスが奄美市で確認された時の奄美市の対応と情報提供はつてことですが、少しずつ観光の皆様も島に入って来ているように感じますが、もしコロナウイルスが再び確認された場合、きちんとした情報提供が必要だと考えています。コロナウイルスの感染が確認された地域の住民が噂話や不確かな情報を鵜呑みにしないためにも、市民、島民へのきちんとした情報提供

が必要だと思っておりますが、その辺はどうお考えでしょうか。また、もしコロナウイルス感染が確認された場合の初動対応は決まっているのか、お示してください。また、感染した方、家族への誹謗中傷、風評被害をされないための対応はお考えでしょうか。

保健福祉部長（山下能久君） 新型コロナが奄美市で確認されたときの市としての情報提供と対応についてお答えいたします。新型コロナを含む感染症につきましては、感染症法に基づいて情報の公表に係る基本方針が定められております。公表される情報といたしましては、一つ目に感染症に関する基本的な情報。二つ目に、感染源との接触歴にかかわる情報。三つ目に、感染者の行動歴などの情報となっております。いずれにおいても感染拡大防止と個人情報保護の観点から、県が判断を行った上で公表されております。

4月17日に本市において感染者が発生した際の対応といたしましては、県からの第一報と県知事の記者発表による情報といたしまして、感染者の性別、年代、職業、国籍、居住地、行動歴及び経過、現在の症状、濃厚接触者の人数が提供されましたので、県からの情報に基づき、速やかな対策本部会議の実施と、市民への迅速な情報提供として市長記者会見を行ったところでございます。

本市といたしましても、市民への正しい情報の提供や、それに基づく迅速な感染防止対策は非常に重要だと考えております。市民の皆様におかれましては、感染への不安や恐れから様々な憶測が飛び交うことにつながると考えられますが、特に感染者や医療感染者への不当な差別や偏見につながる言動は許されることではございません。今回は市長自らのメッセージとして、ホームページ等に加えて行政無線を活用し、正しい情報に基づく冷静な対応のお願いに加え、感染者や医療関係者への風評被害防止についての呼び掛けを行ったところでございます。今後につきましても、感染者や感染の危険と隣り合わせで御尽力いただきました多くの方々が不当な人権侵害を受けないよう、正しい情報の提供とともに、風評被害防止についてあらゆる手段を通して取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

1番（正野卓矢君） ありがとうございます。今のところ、奄美市としては鹿児島県から下りてきた情報を発表するということですね。住民は必要としている情報を必要とするタイミングで得られないというのは、少し不安感が増殖する可能性があるのですよね、そういうところで色々な憶測や噂話が飛び交ってしまうかもしれません。5市町村で鹿児島県への情報共有の要望はしているということでしたが、それについて県からの回答はいただいているのでしょうか。

保健福祉部長（山下能久君） 奄美大島5市町村において、4月22日に緊急共同要望書を提出しているところでございます。要望書の内容に関しましては、大きく三つございまして、情報の共有、水際対策の強化、医療体制の確保ということで要望書を提出しているところです。現在のところ、県からの回答はまだない状態です。以上でございます。

1番（正野卓矢君） ありがとうございます。県からの回答はないということですが、19日からですって、LCCも飛んで、たくさんの観光の方もいらっしゃると思うので、奄美市として何かを判断して情報を出すみたいなことは難しいでしょうか。

保健福祉部長（山下能久君） 先ほどの質問になりますが、正式な回答はありませんが、対策本部会議を、奄美大島の5市町村において対策本部会議を開いた際は、県大島支庁からも担当者が見えられて、いろんな情報共有、そこら辺りは共有を図っているところではあります。以上でございます。

1番（正野卓矢君） 分かりました。あと誹謗中傷や風評被害については、大変難しい問題だと思いますが、こう情報量が乏しいことですね、悪気はないんでしょうけれども、こうついついいろんなことをさばくる人が出てきて、余計にややこしくなってしまう気がします。プライバシーに配慮して、きちん

とした情報が迅速に伝われば、余計な混乱を抑えることにもつながるんじゃないかなと思うわけです。もちろん、市民の皆様にもですね、コロナウイルスに感染することは罪ではないことを理解していただき、万が一自分が感染したかもしれないと思ったら迷わず電話で相談する、そういうところから始めて、落ち着いて行動していただけるように協力願わなければなりません。鹿児島県をはじめ、医療機関、保健所などと情報共有してですね、5市町村と連携をとって、市民の皆さんが落ち着いて行動できるように、正確な情報を迅速に発信することをお願いしてですね、この質問は終わります。

続きまして、3番、台風シーズンに備えて避難所の体制づくりについて質問します。梅雨入りして、今日とか天気いいんですけども、大雨、台風の季節でもありますが、災害が発生した際に避難所での感染対策をどう行うかお示してください。また、奄美市の感染リスクを抑えながらの避難所運営の体制をお示してください。

総務部長（三原裕樹君） 本市におきましては、台風シーズンを前に感染予防対策に係る避難所の運営方針等について、先日、チェックリストを作成いたしましたところでございます。避難所に配置をする市の担当者の人数につきましては、各避難所の利用人数などに応じ1名から2名の配置となり、本年度の配置計画では114カ所の避難所に対し、136名の職員配置が計画をされております。発熱等、症状のある避難者につきましては、保健師を配置する避難所にて対応する予定であり、その避難所につきましては避難者、これは妊婦等も含みますけれども、の間の距離をとるなどを対応を行うこととしております。例えば避難所が学校の体育館であれば、空き教室を使う、そういった活用も考えているところでございます。保健師を配置する避難所につきましては、名瀬・住用・笠利地区1カ所ずつの3カ所を予定をしております。また、ホテルやウィークリーマンションの活用につきましては、現在、国・県でホテル業組合等を通じて、協力していただける施設を調査をしているところでございますが、現在、島内では協力体制には至っておりません。協力していただける施設があった際には、避難所の受入状況や風評被害などの施設への影響、負担を考慮するなど、丁寧に対応してまいりたいと存じます。また、感染リスクを避けるため、自宅で安全に確保ができる場合には、在宅避難、可能な場合には安全確保できる親戚や友人宅への避難なども検討する必要があると考えているところでございます。以上でございます。

1番（正野卓矢君） ありがとうございます。何カ所でしたっけ、114カ所、全ての避難所に1名から2名配置するってことで、すごいと思います。疑わしい方がおったら、その方を受け入れる保健師のいる避難所も、名瀬地区、笠利地区、住用地区、1カ所ずつ予定をしているということですが、万が一その普通の避難所に避難してきた場合ですね、その方をその保健師のいる避難所まで搬送する場合はどうされるんですか。

総務部長（三原裕樹君） 避難所に職員がおりますので、チェックリストで体調チェックをいたしまして、その職員のほうで対応いたします。ただ、先ほど申し上げましたが、やっぱり感染リスクっていうのは、今回、かなり大きいと思いますので、やっぱり安全が確保できる場合には在宅避難、親類、友人、知人での避難も、これは検討する必要があるかなというふうに考えているところでございます。

1番（正野卓矢君） 感染の可能性がある場合、やっぱりホテルかウィークリーマンションとか、そういったところが個室だしいいのかなと思ったんですが、まだそういう活用等のその契約みたいなやつはないということで、ペットや妊婦さんとか、そういった方々に対しての対応はどうなっている。

総務部長（三原裕樹君） ペットにつきましては、避難所内にペットの占有スペースを設けることは、現実的に難しいと考えておまして、飼い主に知人宅やペットホテルなどへの一時預かりを依頼していた

だくなどの協力を求めてまいりたいと存じます。妊婦等につきましては、先ほど申し上げましたが、間隔において避難をしていただくということで、体育館であれば空き教室、そういったものを活用して対応してまいりたいと考えているところでございます。

1 番（正野卓矢君） ありがとうございます。ホテルの活用なんですけれども、大きな台風が来る場合とかは、もう事前に、何日か前にこう、それが想定することができると思うので、ホテル側と避難所として、ホテル側もね、避難所として利用する契約、あればですね、早めに避難が必要な方々、例えば調子の悪い方やアレルギーを持っている方とか、あと、今言いましたけれども妊婦さんとかですね、あと体の不自由な方を安心して避難することができると思います。そういうふうな契約をホテル側と結んでいる自治体もございますので、奄美市でも是非検討していただけたらと思います。あと、今回、コロナウイルスのその避難所対策として、床に落ちたウイルス、それが人が歩くことによって舞い上がり感染リスクが高まるという情報もあります。床からの避難がとても重要だと言われておりますが、段ボールベッドや仕切りを作るパーティション等など活用していただき、安心して過ごすために考えられるいろいろな避難所対策を是非お願いしたいと思います。新聞で読んだんですけれども、段ボールベッドやパーティション等の活用は地方再生臨時交付金を活用できるということですので、是非、避難所でクラスターを発生させないためにもね、是非検討していただきたいと思います。

次に行きます。この島の特産品を島外で暮らす子供たちへ送ることはできないかっていうことなんですけれども、このコロナ禍の中、都会の学生寮やアパートで家族や島の友人にも会えず頑張っている奄美出身の子供たちがたくさんいます。このような状況は私たちも初めてで、いろいろと戸惑うことが多いわけですが、生まれ育った島を離れ、親元を離れ、島外で生活をしている子供たちの戸惑いはもっと大きいものだと思います。その不安な気持ちを抱える子供たちへ、祭りや予定していたイベントの中止などにより使わなくなった予算もあると思いますので、島の風を届けるとも言えますかね、奄美の特産品を送ることはできないかと思ったりしましたが、いかがでしょうか。

総務部長（三原裕樹君） 新型コロナ対策といたしまして、第1弾、第2弾といたしまして、感染拡大防止対策や生活支援、事業者支援等、市民や事業者の皆様の下支えとなるよう、各種事業を、今現在、展開をしているところでございます。御質問の不用となる予算に関しましては、新型コロナの影響等によりどの程度の規模となるかを、現在、精査をしているところでございます。帰省自粛を余儀なくされた方々への特産品の送付による支援につきましては、他自治体などで実施していることは承知をしておりますが、今後の新型コロナの状況等を踏まえた上で、市全体の経済対策事業の中で検討をしてみたいと存じます。以上でございます。

1 番（正野卓矢君） ありがとうございます。検討していただけるということで、是非よろしくお願ひします。島の特産品を送ることで、特産品の消費にもつながりますし、島の物が届くことで島気分っていうのをね、向こうでも味わうことができると思います。都会で不安を抱え寂しい思いをしながら頑張っている人に、心に沁みる贈り物ができるのじゃないかなと思ったりしております。またこれが、このコロナが終息したのちですね、都会の暮らしではなく地元奄美での生活を考えるきっかけにもなるかもしれませんので、前向きに進めていってほしいと思います。よろしくお願ひします。

次、ハザードマップについてします。今度更新予定のですね、ハザードマップの進捗状況についてですが、これはいつ頃の完成予定で、市民への配付はいつ頃になる予定でしょうか。

市長（朝山 毅君） それでは、正野議員にお答えいたします。前回は同様の御質問をいただいたと思いますが、ハザードマップの更新につきましては、作成から8年を経過いたしております。その間の災害に関する各種基準や、災害警戒区域などの見直しなどに対応するため、新たにハザードマップを更新す

る計画でございます。進捗状況につきましては、業者選定が終わりました。年内の完成、配布を目的に、作業を現在、進めております。これまでの地区、災害ごとにそれぞれ複数枚数分かれていたマップと異なり、全て1冊にまとめられた冊子タイプのものを検討いたしております。自分の住む地域だけでなく、他の地域の状況も確認でき、見やすく使いやすいものになるものと計画いたしております。また、Web版のハザードマップも作成することとしておりますので、同Web版でも災害警戒区域の更新や英語表示も可能であります。最新の災害情報が住民、旅行者問わず閲覧できるようになる予定でございます。いずれにいたしましても分かりやすく、平時から防災啓発資料として活用しやすいものに更新してまいりたいと思っておりますが、申し上げましたように、今暫く作業中でございますので、年内を目的に作成完了する計画でありますので、しばらく時間をいただきますように、よろしく御理解のほどお願いいたします。

1番（正野卓矢君） 市長、ありがとうございます。1冊にまとめて、分かりやすく使いやすいものになるということですね。Web版も作って、英語表示も、全ての人が閲覧できると、とても素晴らしいと思います。新しく出来上がるハザードマップはですね、今いる場所からどこに行けばいいのか分かりやすく、専門家の意見も取り入れて作るということだったと思うんですが、ああいう地図を見るのが苦手な方もですね、市民にとっても分かりやすく、そういう作りになっているということですので、一応、期待して、はい。市民の皆さんがね、避難を考え行動に移す際に、それを手に取って役に立ててほしいと思っておりますので、早めに配布されることに越したことはありませんが、良いものを作ってください。期待しております。

それでは、次の質問に移ります。キッズセーフティマップについてです。ゼンリンとですね、教育委員会で製作して市内の小学校へ配付されたキッズセーフティマップを作られたですね、意味というか、役割というか、それをお示してください。

教育長（要田憲雄君） お答えを申し上げます。このキッズセーフティマップの作成の経緯について、まず御説明申し上げます。このマップ作成は、株式会社ゼンリンが社会貢献の一環として、所有する地図データを基に全国規模で進めてきたものでございます。市教育委員会といたしましては、このセーフティマップが児童・生徒の犯罪や事故、自然災害などから身を守るための対処法や判断力を高める一助となり得るものと判断して、その作成に当たり、学校及び地域が把握している危険箇所の情報を提供してきたところでございます。それを基にして作っていただいたということになるわけでありまして、これを有効活用し、学校や家庭において、児童・生徒が防犯や防災、交通安全等について学習したり、危険な場所や避難施設などを直接書き込み活用することによって、安全意識の向上が図られることを期待しているところでございます。作成に当たりましては、主にゼンリンの会社が進めていただきましたが、私どものほうからも情報を提供したりいたしまして、きちんとそのことが反映されているか、あるいは漏れている箇所がないかなど、2度ほど校正をいたしましてですね、作成をしたということでございます。また、危険箇所のデザインなどにつきましては、様式が指定されておまして、定められた様式での作成となっております。縮尺におきましても、セーフティマップのページ及び全体構成などを基に縮尺が決められており、見本と縮尺との違いも幾らかございます。活用につきましては、学校ごとに作成しております校区内安全マップなどとともに、有効な活用方法を今後もさらに研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

1番（正野卓矢君） 教育長、ありがとうございます。子供たちに自分の住む町の危険な場所や身を守る場所をですね、しっかりと知ってもらうために、親子で町を歩いて危険な場所にチェックを入れたりですね、気になれば写真を撮ったり、地図へ書き込んだりですね、親子で話し合っってオリジナルの安全マップを作っていく。はい、この考え方、とてもすばらしいと思います。でも、正直なところ、これ見た

ら、お互い見ても分かりにくい冊子になっていると思うんですけども、ちょっとこういう、見ても分からないか、こういうやつなんですけれども。ゼンリンと教育委員会で2回ほど校正をした、おっしゃいましたが、地図とこの最初の見本のあれと、確認されましたか。

教育長（要田憲雄君） 係によってゼンリンの会社の担当者と連携を図りました。そして、1度はゼンリンから来られてですね、具体的な説明もしていただいて、じゃあこれでいこうかということで、その後におおよそ作成ができた時点で2度ほど送ってもらって照合したということで、こういうふうにできたというふうになると思います。以上です。

1番（正野卓矢君） ありがとうございます。これ、地図をね、見ていただいたほうが分かりやすいと思いますので、ちょっと図を見ていただきたいと思います。すみません、1枚目の図をお願いします。これ、キッズセーフティマップですね、配付された。1枚目の図がこれですね。これはもう、このセーフティマップの趣旨だと考えられます。危険な場所にはバツを付けてですね、それがどんな場所かメモ欄に書き入れるようにというふうに書かれております。家と公園には星マークが付いていますね。そして、安全な場所には丸いマークが付いています。いざという時に逃げ込める場所として、丸マークには順番も付いています。これ、この地図の趣旨が分かりやすく伝わっていると思います。自分の住んでいる地域を歩いて親子で話し合いながら、いろいろ書き足して行って、オリジナルの安全マップを作っていく、そういう意味、感じだと思います。2枚目の地図をお願いします。これは奄美市の中心商店街、奄美市の中心ですね、中心から長浜にかけての地図なんですけど、町の真ん中で取り敢えず切られていますよね。半分以上が山のほう、山と言いますか、地図になっています。これ、書き込むことは相当難しいと思うんですよね、先ほどと同じように状態で、町を歩いて書き込んで足して、安全マップを作っていくということはちょっと難しいと思います。

（発言する者あり）

すみません、3枚目の地図をお願いします。これは、先ほどのやつは詳細地図っていうのが付いていて、一応詳細であったと思いますが、こちらは住用村のほうですね。住用村じゃない、住用町のほうですね、すみません。これはもう、地域コミュニティもしっかりしているから安全だということなんでしょうが、ここはもう書き込むこと自体が相当難しい状態になっていると思います。ビックリマークはですね、ちょっとずらしてもらっていいですか、下のほうにずらしてもらっていいですか。上の文字を映していただきたいです。その他の危険が予測される場所ということですね。この1枚目の、1枚目に戻っていただいてもいいですか。すみません、あちこち行って。この図と同じ縮尺のですね、地図が、後ろのほうには見当たらないんですが、先ほど校内の安全マップと合わせて活用していただくっていう形でしたが、もう一度、どのように活用するか、ちょっと教えていただきたいと思います。お願いします。

教育長（要田憲雄君） 先般、それぞれの学校に児童・生徒が1部ずつ行きわたるように配付いたしましたわけございまして、それぞれの学校でいろんな活用方法があると思いますので、ここで、今、おっしゃったようなことも含めてですね、研究をしながら進めていきたいと。特に防災教育は、今、極めて大事なところでございますので、私どももかなり力を入れて進めているということは御理解いただきたいと思っております。

1番（正野卓矢君） ありがとうございます。そうですね、防災教育に力を入れていただきたいと思っております。これはたくさんの方の協賛もいただいて出来上がっていますので、子供たちが扱いやすく、業者さんも皆さんも納得いただける地図になってほしかったんですが、このセーフティマップ自体の考え方はとても素晴らしいと思いますのでですね、本当にいい物を作っていただいてですね、子供たちのためになるように、良い物を作って行っていただきたいと思っております。これで、これは終わります。

次の質問に移ります。防災教育について。マイタイムラインについてです。全国で700以上の市町村で、生活環境等を踏まえ、自らの防災計画を時系列で事前を考えておくマイタイムラインの考え方を防災対策に生かしています。このマイタイムラインは、高齢者の多い奄美市では避難の仕方を整理し、逃げ遅れゼロを目指す上で重要な役割になると考えています。気象情報や避難勧告、避難指示に対する住民の受け方はいろいろばらつきがあります。過去の経験を基に災害の危険性を軽視する、そういう方や、自分は大丈夫という思い込みも避難を遅らせる原因となります。今まで長いことここに住んでいるけれども、大きな被害を受けたことないよって、そういう理由で避難行動をとらなかった人の割合は高齢者ほど高いという調査結果も出ています。避難行動の原則個人単位で確認することが重要と考えますが、奄美市においてこのようなタイムラインはありますか。また、町内会などを軸に民生委員や消防団など、地域のルールを決めるコミュニティタイムラインを決めている地域がありましたら、お示してください。

総務部長（三原裕樹君） 御案内のマイタイムラインにつきましては、台風や大雨など、これから起こるかもしれない災害に対し、一人ひとりの家族構成や生活環境に合わせて、いつ、誰が、何をするのかを予め時系列で整理をした、自分自身の防災行動指針のことです。

本市におきましては、地域防災計画において、災害種別ごとに平常時、発災時、事態安定期など、災害の時間経過に沿った、従った各種行動計画を定めております。御提案のマイタイムラインを作成することで、自分の家族構成や生活環境に合った避難に必要な情報、行動を把握し、実際に避難する際に冷静な判断ができる計画になるものと考えております。本市といたしましても、気象状況など各種判断基準に基づき、市の災害対応体制強化を図るとともに、市民の皆様の安全を確保に向け、出前講座などを活用し、マイタイムラインの作成などの支援も進めてまいりたいと存じます。

次に、コミュニティラインにつきましては、地形、災害警戒区域など地域の特性に合わせて、各町内会等で作成し運用する行動指針と認識をしております。現在、本市において独自にコミュニティタイムラインを作成、運用している町内会等は確認はできていない状況でございます。作成をしていないというほうで認識をいたしております。地域防災リーダー養成講座など、各種防災講座を通じて、タイムラインの有用性の周知、作成に向けた人材の育成を図っているところでございます。また、本年、県の「住民による避難力強化支援事業」、この事業を活用し、浜里町自治会のコミュニティタイムライン作成支援などを行う予定としております。今後も各種事業、防災講座等を通じて、先ほどのマイタイムライン、今回のコミュニティタイムラインなどの作成など、地域防災力の強化に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

1番（正野卓矢君） 浜里町はコミュニティタイムラインを一応作る予定ということで、未だに、今、独自のやつがないってということで、最初になりますので、是非良い物ができたらいいと思います。

先ほども申しましたが、このマイタイムラインは高齢者の多い奄美市では避難の仕方を整理し、逃げ遅れゼロを目指す上で重要な役割になると考えています。従来の防災対策はトップダウンで行われており、幾ら行政がですね、適切に避難を呼び掛けても、住民側に逃げる意識がなければ意味がありません。これは、これからは子と親が話し、家族で考え、地域で考え、町や市へボトムアップさせなければいけないと思います。児童・生徒やですね、保護者にこのマイタイムラインの意義を理解していただき、各学校、学生、生徒にそれぞれのマイタイムラインをですね、作ることを課題として出す、防災教育のプログラムを作る取り組みをしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

教育長（要田憲雄君） お答え申し上げます。先ほど申し上げましたように、今、私も、全国的にそうですが、防災教育は大変重要な教育の一つだというふうに考えているところでございまして、児童・生徒の防災意識を高めるためにも、この、今、御紹介いただきましたマイタイムラインは大変大事だと思

うんです。特に学校では子供たちに自分で計画を立てさせて避難をしていくと、こういう手順からすれば、極めて大切であり重要な防災教育の一つだというふうに考えているところです。さらに防災教材として国土交通省関東地方整備局のホームページからも、避難方法等について、児童・生徒向けの教材、「逃げキッド」などがダウンロードもできるようになっておりますので、これらの教材を各学校に紹介するとともに、管理職研修会でもですね、これを取り上げて、長期休業中の課題ですとか、あるいは学校で行われる防災教室等に活用するように、あるいはその活用方法にマイタイムラインの活用含めて、早急に研究して進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

1 番（正野卓矢君） ありがとうございます。進めてくれるということで、本当ありがとうございます。タイムラインを課題として作成してもらいたい理由としてはですね、家族一人ひとりがそれぞれのマイタイムラインを作ることによって、時間帯によってそれぞれの居場所が違う可能性があることを知って、それをイメージすることで災害のリスクを考えるきっかけになると思います。今現在、私の家族で言いますと、私は議会、娘は学校、妻は家にいますし、母親は店にいます。ばらばらですよ。ですので、家族でこんなこと起きたらどうするって、話し合っほしいと考えています。学校にいるとき、遊んでいるとき、仕事をしているとき、買い物に出ているとき、急なタイミングで何かが起きたらどうしようかって、話し合ってみたらいいと思うんです。家族がそれぞれの行動をね、理解して、知っておくことで、マイタイムラインで知っておくことで、今、何をすべきか落ち着いて考え、行動するにつながると思います。先ほど教育長、おっしゃっていましたが、西議員の質問の時に、自主的に学習を進める習慣化、これとか、自ら学ぶ力を、これにも当てはまると思いますのでよろしく申し上げます。奄美豪雨災害から10年経ちまして、地域や家族でマイタイムラインを作れば、危険に気付き、被害を想像し、正しい判断で行動するという流れができます。これからは子供たちが親と話し、家族で考え、地域で考え、町や市へボトムアップされなければならないと、そう思っております。また、このマイタイムラインは、それぞれの立場によって違ってきますので、子供の年齢によっても変化しますし、仕事内容によっても変わってきます。ですので、暮らしの中で変化があるたびに話し合うことが必要だと思います。今回の新型コロナウイルスに関してですね、鹿児島県、奄美市、保健所、病院、救急などがこのタイムライン的な考え方を共有することで、起こすべきでない混乱とかを避けることができますし、市民が必要以上の不安を抱えることもなくなるのではと思っています。それぞれが考えるマイタイムライン、このマイタイムラインをきっかけとなるのが、子供と保護者が話し合うことです。これが自助、さっきのコミュニティの話は共助、行政がしているのは公助、これのスタートになるのではないかと考えています。そして、市町村、气象台に加え、福祉部局やライフラインの事業者、あとコミュニティFMなど、様々な関係者が連携して、このタイムラインが多機能型タイムラインへステップアップさせていくことが、この後の防災にとって、とても大切なことだと思いますので、何度も申し上げて申し訳ありませんが、そのスタートとしてですね、親子で話し合っ、家族のマイタイムラインを作成する、その取り組みをですね、学校の防災教育の一環としてやっていただきたいと、そう思っております。これをね、伝えて、今回、私はこれで質問、終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） 以上で、チャレンジ奄美 正野卓矢君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時30分に再開いたします。（午前11時31分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

なお、崎田信正君から一般質問中の資料投影のため、書画カメラ使用の申し出がありましたので、こ

れを許可いたします。

6番（崎田信正君） こんにちは。日本共産党の崎田信正です。さて、新型コロナウイルスは私たちがかつて経験したことの無い状況をもたらしています。生活、営業など計り知れない影響があり、今回、一般質問に立つ13名の議員全員がこの件を取り上げている状況でもあります。しかし、国難とも称される今回の状況にあって、営業されている方の死活問題にかかわる持続化給付金を巡って、第一次補正予算に盛り込まれた支援事業でまたまた疑惑が報じられる事態となりました。森友、加計学園問題の真相も明らかにされないまま、桜を見る会、検察庁法改正問題と続き、さらに森友問題で自殺をされた財務省職員の手記が公開をされ、再調査を求められている状況で、今回の疑惑であります。私は疑惑を明らかにしない安倍政権の根本的な姿勢がここに表れていると思いますが、これら一連の流れから、この安倍政権を国民が一体どのように評価されているのか、大変気になるところでもあります。

それでは、通告に従って順次質問させていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず、世界自然遺産登録延期についてです。延期となってしまった世界自然遺産登録についてですが、多くの方が奄美の世界自然遺産登録を待ち望んでいたのだと思います。特に平成30年の夏には登録との期待がIUCNの勧告により登録延期が発表され、落胆の思いとともに、再登録に向けてより良い環境整備、条件整備ができる時間的猶予を与えていただいたと前向きに捉えられ、それだけに今夏の、この夏の登録に期待が膨らんでいたものと思います。しかし、多くの同僚議員がその影響の大きさと多方面にわたる深刻な事態に、本議会でも質問通告が出されているように、この新型コロナウイルスにより、6月29日から7月9日にかけて開催される予定の第44回世界遺産委員会は延期となっております。このコロナ問題は世界的規模で感染者があることから、いつ開催されるのか、その見通しはどうなっているのか、先の県議会でも議論になっておりましたけれども、現状はどうなっているのか、分かればお示しをいただきたいと思っております。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、さっそく崎田議員にお答えさせていただきます。議員、今、お話になりましたとおり、6月29日から7月9日までの間、中国の福建省で行われる予定でありました第44回の世界遺産委員会については、御案内のとおり延期になりました。原因といたしましては、議員お話のとおり、新型コロナが世界的に拡大する状況を踏まえて、開催が延期となったところであります。その延期後の開催日程につきましては、現在のところ未定でございます。国・県、地元市町村で連携を図りながら、今後も動向を注視してまいりたいと考えております。

このような事態における世界自然遺産登録に向けた取り組みといたしましては、奄美大島5市町村にて連携をいたしまして、IUCNからの前回の勧告で示されました要請事項等を踏まえながら、盗採、盗掘のパトロール実施やセンサーカメラ運用等による希少種の保護、ノネコ対策等の外来種対策、金作原による利用ルールの試行等の観光管理、出前講座等による普及啓発活動など、これまで実施してまいりました多くの施策を継続していくことが重要であろうと考えております。

いずれにいたしましても、世界自然遺産委員会の延期にかかわらず、引き続き世界自然遺産の登録実現を目指しまして、さらに登録後においても、奄美大島の自然環境が次の世代にわたって受け継がれるよう、国・県、関係機関と各種の取り組みを進め、来たるべき時に備えたいと考えているところでありますので、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

6番（崎田信正君） 市長、ありがとうございました。まだこの先は未定ということで、さらに時間的猶予を与えていただいたということで頑張っていく必要があるかと思いますが、今、市長からもお話がありましたけれども、これまでこの世界自然遺産登録については議論をしてきたようにですね、奄美の動

植物の希少種、多様性が評価をされたもので、後世に残さなければならないもの、その保護が最大の目的で、目標でなければなりません。しかし、世界遺産に登録されるような自然を見てみたいと、また、触れてみたいというのは人間の自然な行動でもあり、そこに人の動きが生じてくるわけであり、経済効果を自然保護の大前提の下で最大限迫及することも、自然な成り行きだとも思います。今、コロナ危機の下で、観光客増、あるいはインバウンド対策で来島を自粛してほしいというような状況もありますけれども、いずれこれらが解除されて、世界自然遺産登録が実現した場合に、今の状況で本当に迎えていいのかというような心配になるというのは、先月6月10日の地元新聞にナイトツアーの増加、対策が必要という報道が出されておりました。ナイトツアーの対策というのは、これはもう当然当たり前のことなんですよね。それが、この先日の新聞でまた報道されるというような状況の中で、本当に対策が上手くいっているのかと。これだけ延期になった状況ですから、今こそしっかりとした対策を立てる必要があると思います。市長からいろいろ対策の内容、お話ありましたけれども、そういったこと含めて、もう一度具体的な対策を考えているのであれば、御答弁お願いいたします。

総務部長（三原裕樹君） お答えいたします。先ほど市長からもございましたけれども、前回の勧告で示されました推薦区域の問題、それから、外来種対策、それから、観光管理、希少種保護。この勧告に示されたこの項目については、しっかりと延期後も続けて継続をして実施をしていかなければならないとも考えております。それから、インバウンドの関係でございますけれども、来島時の感染防止対策、これ、皆さんに協力を依頼することになりますけれども、これにつきましては、マスクの着用などの咳エチケットの徹底、毎日の体温測定の徹底、それから、発熱等の症状が出た場合、帰国者・接触者相談センターへの相談。それから、3密の回避、そういったものを、地元新聞等を通じまして、ホームページはもちろんです、広報しながら、インバウンド対策もしっかりと進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

6番（崎田信正君） いろいろ対策、しっかりしていただきたいと思っておりますけれども、次に世界自然遺産登録を目前にしてですね、奄美5市町村長の皆様方、朝山市長を先頭にですね、米軍機のことで申し入れをされております。米軍機の低空飛行が目立っているわけですが、自然保護の観点から、これ、以前に問題となった湯湾岳の防衛省の通信基地設置、私は断念したと思っておりますけれども、当局の認識はどうかということです。それは、米軍機の低空飛行の件については、このあと荒田議員が取り上げておりますけれども、私は世界自然遺産の関係で、奄美の自然をしっかりと現状保全して後世に残していくべきものだと考えております。その観点から、湯湾岳に建設されようとした通信基地建設の問題がなくなったのかどうか、大変気にかかるわけです。なぜ気にかかるのかと言えば、2018年1月25日の南海日日新聞に湯湾岳周辺への影響を懸念、防衛省通信施設建設計画との見出しの記事が掲載されました。建設目的は九州、沖縄のエリアでの情報伝達の迅速化ということであり、この記事によると、大和村は村有地4,962平米の貸付に同意をしたとあります。自然保護の観点から、専門家が反対を表明し、日本自然保護協会は通信所建設計画の撤回を求める意見書を提出しておりました。自然保護協会の資料を見ますと、その後、関係各庁の真摯な対応により、2018年2月に通信所の新設地から既存施設を利用、再利用する形で計画変更がなされることになり、新たな造成をすることなく、予定地周辺の環境改変が行われない形となったとしております。これはこれで一度ね、良かったと思っておりますけれども、しかし私が今、ここでこの問題を取り上げるというのは、冒頭申し上げましたように、奄美5市町村長が申し入れをしているのにもかかわらず、改善されるどころかますます傍若無人な振る舞いのように感じるようになってきていることです。市役所の職員の皆さんも感じておられることかと思っておりますけれども、鹿屋市の海上自衛隊鹿屋航空基地で、普天間基地の米海兵隊のオスプレイと岩国基地のKC130が地上給油訓練を行っていること。さらに種子島と世界自然遺産の屋久島の近くに位置する馬毛島に米空母艦載機の陸上離着陸訓練の候補地としてその計画が具体化してきていることな

などを鑑みた時、情報伝達の迅速化といった目的はさらに必要性を増しているのではないかと思います。全国各地で、これ言っちゃ悪いんですが、住民を欺くような行為が本当に目立っているという防衛省の実態を思えば、その計画が再燃するのではないかとの思いを、私、私拭できないわけですから、通信所、通信塔建設は崎田議員の思い過ごしだということになればいいんですが、奄美の自然保護のためには建設させてはならない重要な問題だと思いましたので、敢えて取り上げさせていただきました。この件について御見解あれば、お伺いをいたします。

総務部長（三原裕樹君） 議員御案内の湯湾岳における防衛省通信施設整備につきましては、大和村内の沖縄総合事務局無線中継所の隣接地において検討を、以前されていたものと承知をいたしております。この建設予定地周辺は国立公園の区域内であり、開発行為等には自然公園法による規制がございます。現在の状況について環境省へ確認をいたしましたところ、防衛省から環境省に自然公園法に基づく協議があり、現中継所の隣接地ではなく、現中継所の敷地内に通信施設が建設されることとなり、新たな造成が発生せず、希少種の生息、生育地への影響が回避されていること。また、事業開始後も防衛省において継続的にモニタリングが行われることなどから、環境省において同意されたものであり、既に自然公園法の規定による手続きを完了しているとのこととございました。このようなことから、防衛省通信施設の整備につきましては、自然保護の面からは問題なく準備が進められているものと伺っておりますので、御理解をお願いいたします。以上でございます。

6番（崎田信正君） 自然環境については、これ以上手を付けない、悪くなることはないという認識をさせていただきました。私はまさかこういうことを質問するというのは、全国各地のいろんな事例を見て、ひょっとしたらという思いをするわけですね。そういった意味では防衛省にもいろんなところで住民をこう欺くといったら悪いですけどもね、そういった声が、もしなければね、私もこういう心配しなくて済んだと思うんですが、今、部長から環境に変化はないと明確に答弁いただきましたので、ちょっと安心をしているところであります。よろしくお伺いいたします。

次に、環境問題についてです。住用町戸玉集落の採石場問題についてですが、これは4月28日の地元新聞2社に、業者の岩石の採取計画の変更について反対する、戸玉集落と市集落の住民の方が要望書を大島支庁に提出したとの記事がありました。写真お伺いできますか。これは戸玉、上が海側、下が森林の側ですけども、変更地域は黄色で示した辺りになるのかなというふうに思いますけれども、もし違っていれば御指摘いただきたいと思いますが、とにかくこの写真では戸玉の碎石の歴史を目の当たりにする思いがします。私は旧名瀬市議会の時代からこの問題について折に触れ関わってまいりました。この地域の住民の皆さん方の思いは写真でお分かりのように、積年、もう長年にわたっております。写真、ありがとうございます。積年というのは、これは5月8日付の南海日日新聞、藺博明さんの寄稿文がありましたので、これ非常に参考になりました。ここでは1977年から2005年の記録とありますが、当時はテレビ番組でもその実態が取り上げられるという状況もあったわけです。写真2をお願いいたします。これは2015年4月12日の朝、地元住民の方から採石場より大量の土砂が市道に流出し、道路が通れなくなっているとの連絡を受け、現場に駆け付け、酷い状況を目の当たりにしたときの現場の写真です。写真、ありがとうございます。住民の皆さんがこういった歴史的な経過も含め、採取計画の変更は今の状況が改善されるのではなく、まだ続くのかという思いで認めるわけにはいかないという、住民感情は十分に理解できるものであります。認可は県となりますけれども、採取計画変更については、認可しない方向で住民に寄り添う行政の姿勢を見せることが必要だと思っておりますが、御見解をお伺いをいたします。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） お答えいたします。住用町戸玉集落周辺の採石場につきましては、御案内のとおり、現在に至るまで様々な課題が生じており、地域の住民が生活環境への不安といっ

た懸念を抱いている状況にあることも御承知しております。本年3月19日には、県から「岩石採取計画の認可申請に対する意見について」の照会を受けております。その後、戸玉集落をはじめ、庁内の関係部署から意見等を伺い、4月21日に奄美市としての意見書を県に提出しております。その内容につきましては、隣接する地域集落からの厳しい御意見について記載するとともに、本市といたしましても地域集落の御意見について重く受け止めていることなどをお伝えしたところであります。

6番（崎田信正君） それで、住民の方が申し入れをされた時ですね、このとき新聞報道ですけれども、大島支庁の本（モト）さんかな、総務企画部長は、公害防止協定も結ばれているので、業者との話し合いを奄美市も交えて行ってほしいと述べたとあります。この件についてどうなっているかお伺いします。この公害防止協定というのは、平成の8年に、7月31日ですかね、結ばれているものでありますけれども、この奄美市も交えてと、わざわざ本部長が言っておられるわけですから、その後、対応についてお伺いいたします。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） お答えいたします。「公害防止協定も結ばれているので、業者との話し合いを奄美市を交えて行ってほしい」との発言についてでございますが、公害防止協定書は「地域住民の福祉の向上に寄与する」ことを基本理念として、平成8年7月に戸玉集落と業者の間で締結されており、当時の住用村長が立ち会い者としてなっております。奄美市においても、引き続き立ち会い者としての責務を果たす必要がありますので、県と連携をとりながら、まずは事業者と集落での話し合いの場を設けてまいりたいと考えております。以上です。

6番（崎田信正君） 設けてまいりますですから、まだできていないんですね。これからということですね。それで、採石法の件についてですが、先ほど所長からも住民の皆様方の苦勞、思いは十分承知をしているということでしたけれども、承知をされているのに、なおこの現状は続いているということは、その上位法、母法がやっぱり問題があるのかなという思いをするわけです。その採石法そのものについてですけれども、この件についても、本総務企画部長は「認可についてはきちんと法的に判断する」と述べられております。旧住用村時代の村長、今、所長からもありましたけれども、きちんと反対する意見書を提出されているんですね。反対だということ。にもかかわらず、これまでも大島支庁や鹿児島県に言わせると法的に判断したということと言われると思うんですが、その結果が皆さん方も承知している内容になっているわけです。それが今の現状を作ったということになればですね、これはもう採石法が悪いと言わざるを得ません。この採石法は昭和25年に採石業者の権利の安定、さらに岩石資源の有効な開発を図るために制定をされております。その後、昭和38年に採石による被害が増加したことから、監督規定が強化されていますが、その後も土地の崩落、流出、陥没の発生等が増大した。これ、全国各地でそういうことがあったんですね。昭和46年にさらに規制を強化して現在に至っているものと承知しております。その後も何回か改正をされておりますが、事務手続きなどの変更が主になっているかと思えます。住民の皆さんが長年にわたってその被害を訴え、改善を求めているにもかかわらず、その願いが届かない状況は採石法に不備があるからだと思えます。奄美市も奄美市民の環境を守る条例の第一条、目的で、奄美市民が健康で文化的な生活を確保する上において、良好な環境が極めて重要であることに鑑み、市、事業者及び市民の環境保全に関する責務を明らかにし、自然保護の保全、公害の防止に関する規制、その他、必要な事項を定めることにより、環境保全対策の総合的推進を図り、もって市民の良好な環境を確保することを目的とするとしております。奄美市も住民の立場に立って、本条例を制定しているものの思いますが、現状は住民の方は再三にわたって声を上げているにもかかわらず、法的に判断した結果ということであれば、明らかにその法のほうに不備があると言わざるを得ません。住民の願いが届かない採石法について、市民の環境を守る条例まで制定をして環境保全を図ろうという奄美市の努力があるにもかかわらず実態がこうだということに対する採石法について、奄美市としての

御見解をお伺いをいたします。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） 採石法に関して問題は無いかとのことでありますが、採石法において、岩石採取の申請があった場合は、許可にあたって他人に危害を及ぼし、公共の福祉に反すると認めるときは許可をしてはならないとなっております。また、許可された後においても、議員が危惧されている土地の崩落、流出、陥没の発生や恐れがあるときは、県知事は事業者に対して災害防止のための必要な措置や岩石採取の停止を命ずることができ、市町村長は県知事に対して必要な措置について要請することができます。議員御質問の奄美市民の環境を守る条例を制定している本市として、採石法の見解であります。採石法に基づき県知事が採取計画や採取場所の状況、そして、地域の意見を踏まえて適切な処置を行うことで、住民の暮らしも守ることができるものと考えております。以上です。

6番（崎田信正君） 仮に今回の採取計画が認可されるようなことがあれば、住民の福祉も環境も十分守られているからという判断になるということですよ。ですから、これは法に基づいて適切といったときに、その福祉の環境とか、環境の状況とかいうのはね、誰がどこでどんなふうに判断するかというのは重要なことだと思いますよ。これだけ声を上げ続けているのに、未だに改善をされない。それは採石法に対して、今の状況では奄美市としては採石法に不備があるとは言っていないわけですよ、今ね。私は不備があるから、これ現になっているなと思いますけれども、そこは一步突っ込んでですね、これは採石法ですから国会で、必要であれば変えなきゃいけないと思いますけれども、いろんな法律でも、介護保険や国保でもそうですけれどもね、住民が直接かかわる問題で声を上げて変えていくというな、いっぱいあるわけですから、これもその一つだと思いますよ。戸玉だけじゃありません。市もそうですけれども、ネットで見るとね、全国各地で同じ問題を起こしているわけですよ。それも、これ最初述べましたように、監督強化をするということは法も改正されているわけですよ。だから、その法が改正がまだ不十分だというのは明らかだと思うんですよ。そういった意味では、奄美市はしっかりとした住民の気持ちに寄り添った対策で、採石法の変更を求めるとか、そういうのは、単独ではなかなか難しいでしょうから、問題が抱えている市町村は全国いっぱいありますから、連絡を取り合ってくださいね、日米地位協定のことについても、全国知事会が改正申し入れをやっているような状況もね、採石法でも同じ考えでやれるんじゃないかなと思いますので、是非そうしていただきたいと思います。

次に、3月議会で戸玉港の現状についてということで質問通告を出していたんです。ところが、一番最後に通告したもんですから、時間がなくて質問できませんでした。財産管理の面で不都合ではないかとの思いでしたが、市が管理すべき戸玉港の敷地が無断使用されているのではないかと住民からお話をいただいた件です。これについては、3月31日に業者のほうから申請があり、翌日の4月1日付で認可証が出されておりますけれども、許可するに当たっての手順について。3月31日に申請があって、翌日の4月1日に認可しているという手順について、どうなっているのかという思いをしますので、お示しをいただきたいと思います。

議長（与 勝広君） 答弁をお願いします。今。

6番（崎田信正君） 事前の聞き取りで。

議長（与 勝広君） これは通告のときは。

6番（崎田信正君） 事前の聞き取りで、文書も出してありますので。

議長（与 勝広君） 文書出して。その聞き取りのときには、その質問をするということはない。

6 番（崎田信正君） 言っておりますよ。言っております。

議長（与 勝広君） もうこれ、答弁ができていないようですので、できないようですので。

6 番（崎田信正君） 31日に申請が出されて、翌日に許可を出すという質問については、そんなもん、通告なくても日常の業務のことですから。

議長（与 勝広君） 答弁できますか。

6 番（崎田信正君） できるんじゃない、駄目。

市長（朝山 毅君） 許認可にかかわる大事な案件でございますので、即答をしかねるところもございまして、まず引き取らせていただきたいと存じます。なお、速やかに議会のあとに崎田議員にお話をさせていただきたいと思っております。ただし、この案件については、通告はなかったことも御理解いただきたいと思っております。以上です。

6 番（崎田信正君） これは3月31日の申請の件については、当然、3月議会ではありませんでしたから。それでも、戸玉港の管理の面については、3月で通告は出してあって、それは3月議会で終わりますけれどもね。だけれども、質問じゃなくて、こちらから状況だけ説明します。3月31日に出された申請書ではですね、利用許可っていうのは20平米ということになっているんですよ、申請書は。20平米ということは、4メートル、5メートルで20平米、1メートル幅だったら長さが20メートルで20平米になるわけですね。そんなに大きな場所じゃありません。それで、写真3、今、お願いできますか。これはC型チャンネルということで、申請書が出された内容だと思うんですが、このことを言っていると思うんですよ。これだと、ちょっと字がちっちゃくて見にくいんですが、2019年の12月になっています。もしこれの件について申請書は出しているということになれば、3月31日に申請書を出して、これから、これを設置しますという申請書なんですよ。ところが、これはもう2019年で、それ以前に作られているということですから、これではない別のものがあるのかなという思いもするわけです。ですから、もし申請書を出したんだったら、こういったこともきちんと実測をして、20平米の中に入っているのか。1平米当たり1,200円の使用料も取るわけですからね。だから、そういったこともきちんとやっているのかということも、またこれは通告を出していないということですから、別途明らかにしていきたいと思っておりますけれども、こういう状況があるということを言いたいわけです。というのは、こちらの業者というのは、これまでもいろんな問題、出しておりますよね。行政処分とか嚴重注意を受けているのは頻繁にあります。平成12年、15年、22年、23年、27年、それから、29年と出されている状況を思えば、住民の皆さん方に寄り添う気持ちがあればですね、もう少ししっかり監視をするという行政の姿勢が必要かと思っております。とにかく認可に関しては、また、監督責任を果たす場合など、当局と業者だけでなく必ず地元住民の参加を求め、住民の方と一緒にあって、公害防止協定に基づく監督を頻繁に行うことが必要だと私は思います。今回、申請が出された部分だけでなく、戸玉港全体が我が物顔に使用されていると、実態もあるんだということもお伺いしておりますので、住民の生活に寄り添う行政の強い意志を示させていただきたいと思っております。ですから、頻繁に現場を見て、これが今までね、何の問題も、たまたまこういう失敗があったというような業者であれば安心してお任せするかも分かりませんが、これまでも再三言われながら、そのとおりに従ってやっていないというのは、住民の皆さんがおっしゃっているわけですよ。そういうことがあれば、行政のほうも住民の生活を守るという強い思いで、条例なんかも作っておられるわけですから、これは他

の所と同じように、月1回見るとか、半年に1回とか見るとかいうことじゃなくて、こういうところであれば一緒になって、毎日でも1週間1回でもというようにやっていかなければ、本当に住民の皆さん方の要望に応えることはできないというふうに思いますけれども、住民の生活に寄り添って、もう監視をしっかりとやって、住民の皆さん方と一緒に意見交換もやっていくという立場で取り組んでいただけるかどうか、御答弁をお願いいたします。

市長（朝山 毅君） 一般論で申し上げますと、やはり法律に基づいて、範疇で条例を制定するというのが地方公共団体に求められた我々の責務だろうと思います。そういう意味において、公共の福祉に浴するという前提の下に、県であり、我々市町村であり、許認可権を持つ事案があります。その際、先ほどの件も含めて、許認可権を持つ私どもが利害関係が発生するかもしれない申請者に対して、今、通告のない中で、資料をいただかない状態の中で、是か非か唱えることはと思ったので、私は先ほどそういうふうに申し上げたところでございます。一般的に議員がおっしゃることはまさにそのとおりだと思う。一般的には。ただ、全て許認可権者において、公共の福祉がいかようなものか、また、申請者の営業実態、経営実態、また、雇用の問題を含めて、地域における業務活動の問題等々含めて、ルールに沿った許認可の状態というものを勘案して、やはり許認可権者は是か非か与えるわけありますので、そこら辺は許認可権者において御判断を、高邁な御判断をしていただけるものと思います。この案件についても、関連するであろう、戸玉の採石場の問題、その搬出をする港の利用の問題などを含めて、これ、いずれも許認可を必要とする事業であります。その中で、県が許認可、港については市の許認可権者であるとも思いますけれども、そこら辺は実態を踏まえてさせてください。31日に始まって、1日にまた許可を出したというこの時系列の問題においてどうかという御質問ではないかと思うんですが、実態を良く把握した上で、時期を見て御答弁させていただきたいと思います。以上です。

6番（崎田信正君） 今回、3月31日で4月1日でしたけれども、以前もあるんですよね。9月29日に申請出して、10月1日に許可を出している。その間、土曜、日曜だったのか、そうなっているかわかりません。だから、日常的にこういう形でやっているんですから、質問通告がないから答弁できないということですけども、日常業務の質問だというふうには思うんですけども、これは資料もありますので、また改めてということにしたいと思います。それで、ルールに則ってということですけどもね、ルールに則ってやった結果がこれだから、ルールを変えなきゃいかんわけですよ。いろいろなことの、しょっちゅうルールを変わっていきますから。憲法は変えたらいけませんけれどもね。そういったことで、この件についてはまた改めて、引き続き、現地の住民の方もこれで1回で終わるとは思っていないようですから、取り上げていきたいというふうに思います。

次に、住宅問題です。次に、下佐大熊住宅についてお伺いをいたします。この住宅に関しては、生活環境上多くの課題があり、これまでもたびたび質問を行ってまいりました。自治会がないことから、街灯が消えていたことや、敷地内道路の痛みが酷く、改善を求めてきたこともあります。そして、高齢者の方や障害のある方もあり、4階や5階に住んでいる方の住み替え問題なども取り上げてまいりました。当局の努力で改善されたものもありますけれども、未だ住民の願いが届いていないものも多く残っております。そこで、今回の質問ですが、3号棟にお住まいの方からコンクリートの塊が落下をして怖い思いをしたとのお話をお伺いをいたしました。写真1をお願いいたします。写真を御覧いただきたいと思いますが、これはコンクリート欠損の現場の写真です。黄色の枠組みの中ですね。次に、写真2をお願いいたします。これは階段のところから写したものでありますけれども、このコンクリートの崩壊の件については、住民の方から市の担当者にすぐ連絡がいて、現場を確認をされたとのことですので、私のほうからは連絡しておりませんが。写真、ありがとうございました。この事案は、まかり間違えば大変な事故につながっていた可能性があります。人身事故にならなかったのは救いでもありますけれども、管理責任が強く問われることになるのではないのでしょうか。写真3をお願いしま

す。現在はこのように問題箇所を研（はつ）り、吹付塗装でしょうか、応急処置がされておりますけれども、写真ありがとうございます。事故が起こってからでは遅いとの思いで、やはり議会の場で質しておくべきものとして質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。まず、この落下の原因は何か、未然に防ぐことがなぜできなかったのか、お伺いをいたします。

建設部長（保浦正博君） まず、下佐大熊住宅3号棟の外壁が落下し、お住いの方々に御心配をおかけしましたことを重く受け止めております。外壁落下の原因は、外壁内部の鉄筋の腐食によるものでございます。落下箇所につきましては、既に危険を及ぼす恐れのある箇所も含め、腐食防止等改修を終えております。当該箇所につきましては、平成23年度に策定いたしました公営住宅長寿命化計画での点検で異常はなく、その後の定期点検においても、その兆候は見受けられなかったものでございます。今後も定期的な点検を行い、危険を及ぼす恐れのある箇所につきましては、優先して修繕工事を行うなどにより、早急に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

6番（崎田信正君） このコンクリートのね、落下事故というのは、今回だけではなかったと。1号棟、2号棟見てもらえば、もう一目瞭然ですけれども、この住宅にお住いの方からは、これだけではなく、いろんな要望を伺いをしております。これはこれまでも質問している内容でありますけれども、まず写真4、お願いできますか。これ、ある方のベランダの上ですね。やっぱり上、損傷して落下しているんですよ。落下して、それが弾けるもんですから、ガラスを割っているんですね、これ。そういった状況もあります。これは最近ではありませんけれども、こういうのもあります。次に、写真5、お願いをいたします。これ、ドアですね。錆びついておりますけれども、これはドアが錆びついている状況ですが、ここの住宅を御存知の方はもっと酷いところがあるという、言われる方も多いのではないのでしょうか。あまりにも酷い状況で、自らペンキを塗り直しを行ったところも少なくありません。写真、ありがとうございます。以前にもお伺いをしましたが、今回のこともあるので、改めて住民の皆さんと話し合う機会を持つことが必要かと思えます。できれば住民説明会とか意見交換会ということではなくてですね、意見、要望を聞く会という形で開催することが必要かと思えますけれども、いかがでしょうか。

建設部長（保浦正博君） 現在、奄美市では約283棟、2、222戸の公営住宅を管理しておりますが、ただいま議員から御指摘のありましたとおり、老朽化が進んでいる住宅もございます。お住いの方々から御意見、御要望があることも承知いたしております。このことから、今年度と来年度にかけて策定を予定しております次期「奄美市住生活基本計画」及び「奄美市公営住宅長寿命化計画」において、将来の人口動向や世帯数推移予測などを考慮し、公営住宅の担うべき必要戸数や建て替え、大規模改修、用途廃止などについて検討する中で、現在、入居されている方々の御意見、御要望などを丁寧にしっかりとお聞きすることとしております。なお、個別の修繕等の要望につきましては、今後とも早急な対応に努めてまいりたいと考えております。

6番（崎田信正君） 住宅の計画があるから要望を聞くということでもありますけれども、先ほどもドアの錆とベランダの欠損を写真で見てもらいましたけれども、これだけではありませんね。お風呂周りが大変だというのは、もうほとんどの家庭がそうじゃないでしょうか。木の窓枠ですね、1号棟、2号棟はサッシになっております。アルミサッシですか、なっていますけれども、木の窓枠のときは、台風のときは怖いって言っているんですよ。住宅そのものの、古いから歪みがある、傾きがあるのか分かりませんが、窓がきちんと閉まらないという御家庭もあります。床板がもうぼこぼこ、歩けばぱつとこぼこ沈むようなところも、もう何カ所もあるわけですね。畳替えの要望ももちろんありますし、高齢で3階以上にお住いの方は、できれば下の階に移りたいと思っている方も多いのではないかと思います。こ

これらの要望については、もちろん当局も承知されていることだと思いますけれども、住民の方ではですね、高齢者の方は、もう自分が生きているうちに何ともならないんじゃないかなという思いもされておられるわけですね。それ、実際聞くわけですね。もし、とにかくいつ自分たちの思いを聞いていただけるのかなということですから、今、計画に基づいて住民の意見を受けて、いつやるかは、今、おっしゃってないですね。だから、そういうことじゃなくて、いつまでにやる、少なくとも今年中に1回は皆様方の意見、要望を聞く会をもちますというような、明確な期日を示すことが必要だと思うんですよ。いつかやるんじゃないで、いつまでにやる。だから、近いうちにやると言っても、個人個人違いますよね。近いうちだったら1カ月以内と思ったり、1年以内でも近いうちだというふうに表現すればできるわけですから。だから、いつまでにやる。少なくとも今年中にはやるんだというような、何月何日とは言えませんからね。今年中にはやるんだということぐらいは約束してもらえないかなと思うんですけども、いかがですか。

建設部長（保浦正博君） 先ほどお話した二つの計画。まず、住生活基本計画の中で、これは奄美市の公営住宅のあり方を検討いたします。そのあり方を実現するのが長寿命化計画でございますので、長寿命化計画は来年度策定の予定にしております。その際にきちっとお話をお聞きしたいと。それまでについては、個別な要望等につきましては、きちんとその都度、丁寧に対応させていただきたいと考えております。

6番（崎田信正君） 計画をつくる上ではね、先に聞いてもらったほうがいいんじゃないですか。こういったことがあるんだというようなことがありますから。是非、個別の要望については、もうその都度やっていただかないと、先ほどのコンクリートの落下みたいだね、人身事故につながってからは遅いわけですから。やってもらいますけれども。いつもここでストップするのはですね、いつやるという明確な答弁がないんですね。それじゃやっぱり住民の方も心配されるわけですよ。いつやるか、いつかやる、いつかやるで、結局そのままなってしまうと、計画だけはできてしまったと。自分たちの思いはどうだったのかなと。これはさっきの戸玉の問題でも通じることかなと思うんですよ。そういった意味では、また今年中、少なくとも今年中と言いましたので、まだ9月議会もありますから、その間に、またいろんな問題が出て来なければいいなという思いをしておりますけれども、よろしく願いをいたします。

次、社会保障制度と福祉政策についてです。介護保険制度ですけれども、介護保険は平成12年から始まって今年で満20年が経過をしたわけですね。これは国の制度ですけれども、国の方も制度の開始に当たって、走りながら改善をずっとやってきたわけですね。これまで法改正をされておりますけれども、発足当初謳われた理念の実現を目指すというのではなく、その理念を後退させるような改正が続いているものと思います。今年が第7期事業計画の最終年です。来年から第8期事業計画がスタートしますから、今、議論を進めておられるところかと思っておりますけれども、何と言っても介護保険料が標準月額6,600円となっていることや、特別養護老人ホームへの入所が原則介護度3以上となっていること。要支援サービスが介護保険の全国一律のサービスから、市町村が運営する相互事業になったということなどいろいろありますけれども、現在の介護保険制度の到達をどのように捉えられているのか、御見解をお伺いをいたします。その上で、第8期事業計画作成に当たって、留意点についてどういふのがあるのか、お伺いをいたします。

保健福祉部長（山下能久君） まず、介護保険制度についてお答えいたします。介護保険制度は超高齢社会となった日本における介護等の高齢者問題を「社会全体で支える」仕組みとしてつくられた制度であり、その理念は介護が必要となった高齢者の尊厳を保持し、その有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう、必要な福祉サービスにかかわる給付を行うこととなっております。制度開始以降も、

日本社会の高齢化率は伸び続けておりますが、制度の理念を堅持しながら、必要なサービスを提供していくと同時に、持続可能な制度として維持し続けるための給付と負担のバランスを図る必要から、これまで多種多様な福祉・介護のニーズが生まれ、それに対応していくための制度改正も行われてまいりました。

本市におきましても、この20年間の間に高齢者や介護サービス利用者は増加しており、介護事業所数も着実に増えていることから、この制度が介護の必要な高齢者の支えとして定着していると認識しております。本市では今後も引き続き、介護サービス提供を検証する適正化の取り組みや、健康な高齢者の増加を目指す介護予防の充実、地域での支援体制の充実に努めるなど、定められた制度の中で行える適正な介護サービスに取り組んでまいります。

続きまして、第8期事業計画に当たって留意することについて答弁いたします。第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画につきましては、先月25日に第1回目の計画策定委員会を開催したところです。本策定委員会では、国が示す6つの基本理念、基本指針及び本市が掲げる「健康で長寿を謳歌するまちづくり」の基本理念の下、高齢者が安心して暮らせる環境・地域づくり等の政策目標と実現に向けた施策及び事業内容を定めてまいります。なお、第8期の保険料につきましては、今年度行われた介護保険制度改正を踏まえ、令和3年度から3年間の給付費の推計や、高齢者人口の推移などを勘案して算出いたします。また、昨年度実施いたしました高齢者実態調査により集められた市民の意見や個人、団体から寄せられている要望などを考慮し、かつインセンティブ交付金や介護保険準備基金の活用による保険料の減額要因と、本年度から始まる定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを含めた施設サービス量の増加による保険料の増額要因も鑑みて、今後の策定委員会で議論を行ってまいります。本市の介護保険料は全国平均や県平均よりも上位にあることは認識しているところですが、市民生活にできる限り影響の出ない保険料の設定に努めたいと考えております。以上でございます。

6番（崎田信正君） 答弁の中でね、定められた制度の中でとおっしゃったから、これ、先の採石法と一緒にですね。定められた制度の中で言えば、特別養護老人ホームは介護度3でないと入らない。今まで、1・2でも入りよったけれどもね。そんなふうに制度はどんどん悪く変わっていく中で、その中で幾ら皆さんが頑張っても、制度の限界というのがあるわけですよ。それが6、600円という介護保険料につながっているということですから、これはもう全国知事会、いろんな市町村会、いろんな会合、あるときにですね、やはり国に言うべきことは言うていくという姿勢も必要かなど。いつでも定められた制度の中で一生懸命やっても、限界があるのは皆さん方がもう肌で感じていることだと思いますので、是非そういった意味で、市長も頑張っていたきたいというふうに思います。

次に、介護職員等特定処遇改善加算の進捗状況についてです。これ、第1回定例会で取得は約30パーセントに留まっている。助言、指導を行っており、より一層の働きかけを行っていくと答弁をされておりますけれども、あれから時間が経ちましたが、現在どうなっているのか、お伺いをいたします。

保健福祉部長（山下能久君） 介護職員等特定処遇改善加算につきましては、主に現場のリーダーとして活躍しておられます介護サービス事業に10年以上勤務した介護福祉士の賃金を引き上げるために、令和元年10月に創設されております。前回、お答えさせていただきました3月以降、本市が指定・指導監督の権限を持つ地域密着型サービス事業者等の加算取得状況は、9法人14事業所が新たに加算を取得し、また、1法人2事業所がより加算率の高い加算へと移行いたしました。

この結果、加算の取得率は前回までの約30パーセントから約54パーセントにアップしており、本制度が着実に浸透しているものと分析しております。昨今の深刻な介護人材不足の中、本市といたしましても介護人材確保のため、引き続き積極的な加算取得を推奨してまいりたいと存じます。以上です。

6番（崎田信正君） 今度、国保の件ですが、傷病手当金、これはコロナに係る傷病手当金が作られておりますけれども、私はこれはコロナに係らない、いろんな場合でも傷病手当の対象は必要だと

思うんですが、この件について御見解があれば、お伺いをいたします。20秒。

市民部長（満永亮一君） 非常に、議員おっしゃることは分かるんですが、今はですね、今年の国保財政見ますと、令和2年度の県の事業費納付金が前年より1億円上がったということで、一般会計からの財源補填、繰入金で行っているということで、今はもう大変厳しい状況だということ。

議長（与 勝広君） 以上で、日本共産党 崎田信正君の一般質問を終結いたします。

6番（崎田信正君） ありがとうございました。

議長（与 勝広君） 暫時休憩いたします。

14時45分に再開いたします。（午後2時30分）

○

議長（与 勝広君） 引き続き、一般質問を行います。（午後2時45分）

自民党奄美 多田義一君の発言を許可いたします。

22番（多田義一君） 議場の皆様、市民の皆様、こんにちは。自民党奄美の多田でございます。一般質問に入ります前に所見を少々述べさせていただきます。

3月議会にも新型コロナについて質問をさせていただきました。3月の質問でのコロナ対策についての質問者は、私とほか1名であったと記憶しておりますが、その時点でかなりの危機感が私自身はありました。奄美市における経済影響は2月から始まり、この6月で丸5カ月が経過し、長期にわたり市内経済に深刻な影響を及ぼしています。先が見えない不安と経済的に追い込まれている個人事業主の皆様。そして、法人の皆様。畜産業や農業の皆様。また、水産業の皆様。本当に幅広い分野に影響が出ており、暗闇に少しでも光を注ぎ、出口へと導くのが政治の大きな役割だと思っております。国においては事業の継続を目的とした持続化給付金や、雇用を守るために雇用調整助成金や、また、今後の事業形態の改革などを支援する制度など、多くの事業が展開されております。また、一番の話題でもありました定額給付金については、全ての国民が対象であり、留学生を含む外国籍の皆さん、4月27日時点での住民登録者への支給が始まっております。過去において類を見ない10万円という給付金額と国の補正予算額が5兆6,000億円という巨額の投資を見ても、日本も、ここ奄美市においても危機的状況であると思います。また、子育て支援も同時に力を入れており、経済と子供たち、医療、ここが崩壊すると日本存続にかかわる重大な危機に直面する、そのような思いが予算配分を見ても読み解くことができると思います。鹿児島県においては、休業等協力金や事業継続支援金などを展開しており、県内事業者を支援しております。今回、一番感じたことは、政策から実行までのスピードが非常に重要であると感じました。短い期間でのコロナによる影響から、多くの経営者や市民の皆さんからお話をいただき、皆さんが口を揃えて言うのは、早く決めて実行してほしいとの意見を非常に多く聞きました。それだけ危機感が強いと痛感いたしました。経済は生き物であると思います。止まると死んでしまいます。止めてしまうと、再生までには多くの資金と時間がかかります。止まる前に少しずつ施策を展開し、動かし続けていくことを念頭に置き、一般質問に入ります。

まず最初に、コロナ対策についてであります。特別定額給付金について質問いたします。安田議員による総括での数字が出ていましたが、直近の数字と、また、課題があればお示しをいただきたいと思っております。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、さっそく多田議員に、特別定額給付金の実績と課題についてお答え申し上げます。本市における対象者は2万3,787世帯、4万2,783人です。6月15日、今日現在の申請受付数は2万1,925件となっております。その内訳は、マイナンバーカードを利用したオンライン申請が732件、市ホームページからのダウンロード申請書による申請が3,881件、郵送申請が1万7,312件で、申請率は92.2パーセントとなっております。また、申請受付されたもののうち、給付済みは2万1,409世帯、3万9,390人となっております。給付率は90.0パーセントとなっております。課題についてであります。本事業を実施するに当たり、一番の課題は何と言っても、今、議員がお話になりました、いかにスピード感をもって、かつ正確に市民の方へ給付金の支給が行えるかということであろうかと思えます。今、申請数を申し上げましたが、市のホームページから申請書のダウンロードを可能にし、急ぎ給付が必要な方への対応を行い、約16パーセントの方がこの方法で申請を行っております。また、郵送による申請については、集中して大量の申請書が届く期間は、担当の職員に加え、全庁的な体制で事務処理に取り組んでおります。加えて、申請書の処理については、AI、また、RPAといった新しい技術を活用したことで、スムーズな支給が可能となり、当初は6月中旬を予定しておりました給付開始の時期を大幅に短縮できたものと考えております。残された課題といたしましては、未申請者や配達不能で返還されてきた申請書、約102通あるようですが、への対応、また、本事業の目的である基準日において住民基本台帳に記載されている市民への給付金の支給をできる限り実現できるよう取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

22番（多田義一君） はい、ありがとうございます。前回の総括からすると、少しやっばりまだ上がってきているっていうことですね。そういう認識をいたします。また、宛先不明で返ってきたのが100通ちょっとということ、恐らくこれぐらいの時期から、多分残っている皆さんの中では、やはりいろいろ課題が出てくると思うんです。例えば、御夫婦ともに高齢者の方で、車の免許がないとかですね、なかなかこういう時期ですから、バスも減便している状況で、なかなかやはりそういう町まで出てくるのが不便だという方たちも、恐らく中にはいらっしゃると思うんですが、その辺りの対応っていうのは今からでしょうけれども、何かお考えはあるのか。もしあれば、少しお聞かせ願いたいと思っております。

福祉事務所長（永田孝一君） 未申請の方、それから、宛先不明で申請書が返ってきた方等の対応についてはですね、今、議員がおっしゃったように、高齢であったり、例えば単身の高齢者であったり、申請したくてもできない方も、多分いらっしゃると思えます。まずは広報を改めて行いたい。これにつきましては期限がありまして、8月の25日という期限を設定しております。国のほうで3カ月間という決まりですので、それまでの間に申請をしないと、もう支給ができなくなってしまいますので、ここから、ますますこのスピードの勝負という感じになりますので、まずは広報をしっかりしたい。それから、当たりまして、地域の方で、もう事情をよく分かっている方々とも協力しながらですね、その申請がまだな方のお手伝いができたり、できないかと考えております。できる限り、議員おっしゃるように100パーセントに近い支給ができたならと考えておりますので、御理解よろしく願いいたします。

22番（多田義一君） はい、ありがとうございます。結局、今回のお金って、もうほぼ100パーセント国からのお金なので、できるだけ皆さんがやはり受け取っていただいて、その使い道まではどうのこうのっていう話じゃないですけども、まずはやはり地元をしっかりとその給付されたお金を残していくということが、まずここでできる最大の課題なのかなと。できることなのかなと思っておりますので、是非その辺りの努力を、また今後、お願いをしていきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。4月27日付以降で、奄美市の場合は5月11日までの異動を少し見た上で、事務が始まったと私は理解しておりますが、その間の何件ほど異動があったのか。その異動実績があれば、お示しをいただきたいと思います。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、異動件数についてお答えをします。基準日である4月27日から、法定で定められた2週間という異動の申請の期間がありますので、この2週間後の5月11日までの間の異動件数については、転入が64件、転出が41件、出生が8件、死亡が25件、合計138件の異動がありました。その情報を反映した上で、特別定額給付金の申請書を作成したという流れになっております。

22番（多田義一君） はい、分かりました。もう少し、ちょっと教えていただきたいんですが、この異動は64件って方たちは申請自体は奄美市で行っていきけるっていいんですかね。

福祉事務所長（永田孝一君） 死亡の件ですか。

22番（多田義一君） いや、転出。

福祉事務所長（永田孝一君） 転出。これ、基準日がですね、ちょっとポイントになりまして、基準日前に転出をされて、新しいところで基準日を過ぎて届け出た場合とかは、奄美市は、27日は奄美市にいたというような形になるという形になっております。ただ、パターンでいろいろありまして、届け出をなかなかできなかつたようなパターンとかは、もうその市町村でというふうな形で、基準日前後でいろんな、ちょっと簡単には説明ができなくて申し訳ないんですけども、いろんなパターンがあるということで御理解いただきたいと思います。

22番（多田義一君） はい、分かりました。僕はなぜこれをちょっと聞いたかっていうのは、この次の質問につながるわけですが、この4月27日以降に、要は出生した子供さん、今、8件あるってお話でしたね。ここも含めて、それ以降も合わせると、やはりそれ以降も出生、出産し、また、出生した子供さんは多くいらっしゃると思いますが、今、全国的にその子供たちへの支援っていうことで自治体が動き出しておりますけれども、奄美市としてはどのようなお考えを持っているのか、お伺いをいたします。

福祉事務所長（永田孝一君） 基準日後に出生、された子供たちへの支援というところで、対策ということでお答えしたいと思います。基準日以降にですね、出生した子供を対象にして対策を講じている自治体があるということは認識、こちらもしております。ただ、本市におきましては、特別定額給付金の事業の目的が、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うものというところから、基準日の4月27日というのが設定されたと認識をしております。一定の基準日を設ける以上は、その前後で様々なケースが生まれるのは十分理解しているんですけども、本市においては国の要項、それから、目的に準じた取り扱いということをさせていただきたいと思っております。なので、基準日以降の新生児については、現在のところ給付の対象とはしておりませんので、御理解をよろしく願います。

22番（多田義一君） これはやっぱり、その自治体のスタンスであると思いますので、僕は個別に思うのは、結局4月の27日の段階で、妊婦さんっていうのはお腹の中に胎児がいるわけですよね。この胎児っていうのは、実際に母子手当を、母子手帳をいただいた段階で、やはりある種奄美市の、僕は市

民だというふうな理解をしています。それで、基準日以降、4月の27日にお生まれになった子供さんが8名いらっしゃると、するとしたら、僕は結局もともと奄美市に住んでいたわけですから、これは屁理屈かもしれませんよ。屁理屈かもしれませんが、もともとお腹の中にいたってという言葉で考えたときに、この4月の27日から5月11日までの間で、せめてこの生まれた8名の子供さんたちには、何かしらの支援ができないかなという思いがあつての質問ですが、再度、お聞かせ願いたいと思います。基本的な考え、先ほど聞きましたが、この8名の子供たちに対して、何かしらの支援ができないかどうか、お願いいたします。

福祉事務所長（永田孝一君） 8名というところでございますが、先ほど市民課のほうで確認をしたところ、5月の出生自体は19名いたそうなんです。届け出、2週間以外でもですね。これらのことについて、先ほど基本的なことを申し上げましたが、そこは変わりません。基準日で住民基本登録台帳があることというのが原則なので、まだ生まれていない子供に対しては、残念ながら本市は対象とはしていませんが、議員のおっしゃる中身も理解できないこともないもんですから。ただ、これらについては新型コロナの全体的な、総合的な判断が必要だと考えております。第1弾、第2弾というような政策を打っていますけれども、第3弾の中で、生活支援の、これは一環になるとと思いますが、生活支援を考えた上で必要なのか、ほかの対策なども考えながら判断が必要になるとしますので、現時点での即答は控えさせていただきます。

22番（多田義一君） はい、分かりました。これは本当に各自治体での判断なので、全体的にそのように動いているわけではないんですが、ただやはり同じように沖縄県の宮古島だったりとかですね、その辺りも子供さん、それ以降に生まれた子供さんもしっかりと給付対象に入れていくという動きもあるようですのでございますので、是非ですね、この奄美市においても、市民1人ずつをしっかりと支えているという下、そのような姿勢を見せていただければ、多くの市民に、それこそ冒頭言いましたが、光を与える施策の一つだと僕は思いますので、是非検討をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。給付金の使い道は、もちろん自由なのですが、中には明確な使い道が示され、当然コロナ対策で使われることが前提とする、その寄附したっていう方も中にはいらっしゃいます。出身者などですね。あと、奄美に縁のある方々。全国、また、この奄美群島でも数多くいらっしゃって、それぞれの自治体であったり、また、名瀬の出身者であったりとかですね。様々な声を聞くわけですが、その出身者などがこう支援をしたいとした場合に、ふるさと納税であったりとか、いろんな寄附のものがあると思いますけれども、僕は改めてこのコロナに関する部分は基金を創設する必要があると考えていますが、その辺りの創設する考えはないのかどうかをお伺いしたいと思います。

総務部長（三原裕樹君） まず、自治体へ寄せられる御寄附を大別をいたしますと、用途を限定しない一般寄附金。それから、用途を特定する指定寄附金。そして、ふるさと納税寄附金の3種類に分けられるかと思います。また、今回、これは金銭的な寄附とは別に、物品などの寄附も多くいただいております。今回、改めて寄附をいただきました多くの皆様にお礼を申し上げたいと存じます。今、基金のお話、出ましたけれども、本市において、今、基金は設けてございません。基金をする際には条例制定も必要でございまして、今回のコロナウイルスに関しましては、全国的な規模での感染症ということでございまして、まだそこについては大々的にアピールをしているわけではございませんけれども、ふるさと納税で15件ほど寄附はいただいております。そういったものを含めまして、今回、仮に寄附を希望される方がいらっしゃいましたら、特別定額給付金の対策室を準備しておりますので、そちらのほうで御連絡をいただきまして、希望される用途などについて、お話をお伺いさせていただきたいと、このように考えております。よろしくお願いいたします。

2 2 番（多田義一君） はい、分かりました。確かに基金を創設するに当たり、条例を制定しなくてはならないという観点からですね、これでいくと早くとも9月になってしまっていて、時機を逸するというのもあり得るので、今、どのように対応するかっていうのも非常に大切だと考えます。しかしながら、この、今、全国です、実はもう3月の段階、若しくは4月の段階で、各自自治体は民間からの資金を、要は悪く言うと集めるっていうアイデアがどんどん出てですね、到底、自治体の予算だけでは賄いきれないというところは、実は結構ありまして、そこには何でもまた支援をしようと思うかっていうと、本当にその一生懸命さがすごく伝わってくるんですよ。この町、このままじゃ危ない。例えば商店街そうです。屋仁川そうですよね。っていう部分で、行政も率先して、その地域の活性化にどういう手助けができるかと。ただ、税金を投入するだけではなくて、民間から広くお金を集めているっていう手法も数多くあるのも実情です。なので、やはりどういう声を上げていくのか。実際に、今、大変なんですよっていうのを、やっぱり広く発信していくことも必要で、これは決して恥ずかしいことではなくて、今、部長おっしゃったように、全国的にほとんど同じような状況で、多分、離島に行けば行くほど大変だと思うんです。そのような状況を、やはり1人でも多くの方に情報として発信していきながら、何とか奄美を救ってほしいと。この危機感が、僕は最後は差が出てくるのかなと思いますので、是非ですね、その辺の資金を確保するっていう意味でも、皆さんで知恵を出して、何かしら僕はできると思いますので、是非そこも取り組んでいってほしいなという思いがあり、今回、この寄附金の件で話をさせていただきました。是非御検討いただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。事業所支援給付金についてお伺いをいたします。純粋に、直近の申請件数と業種別比率、内訳が分かりましたら、お示しをいただきたいと思います。

商工観光部長（武下義広君） はい、それではお答えいたします。本市が独自で取り組む新型コロナ対策事業所支援給付金についてお答えいたします。本制度は新型コロナの影響で売り上げが減少した事業所に対し、国の持続化給付金の対象とならない減少幅20パーセントから50パーセント未満の事業所を支援するものでございます。6月15日現在の申請件数は71件でございまして、主な業種の比率は理容・美容業が13件、18パーセント。飲食店が11件、15パーセント。飲食料品小売業が10件、14パーセントとなっております。以上でございます。

2 2 番（多田義一君） ありがとうございます。理髪店であったり、飲食、小売っていうことですね。分かりました。僕は一つちょっと気になっているのが、この中に、今、家主、要は不動産を個人で経営している方。不動産を個人での方の申請はないんですよ。要はコロナの影響で家賃収入が下がったと。それが2割から5割以内であるという方は、まだ今のところ申請はないですか。

商工観光部長（武下義広君） 申し訳ございません。今、受け付けを急いでやっているんですが、今まだその付近についての分析までちょっとできてませんので、申し訳ございませんが、答弁を控させていただきます。

2 2 番（多田義一君） はい、分かりました。実はその、今、これ国のほうでも問題になっていまして、法人が所有する不動産に関しては持続化給付金の対象になるんですが、個人所有の場合は持続化給付金、対象にならないんですよ。要は5割下がっていてもならないとすると、本来、5割下がっているわけですから、持続化給付金にいかないといけないんですが、実際そこですくい上げられていないわけですよ。これは全体的な問題になっていまして、個人事業でもその賃収を得ている方で、2割から5割前後で、今後、これって対象になるのかならない、まずなるんですよ。5割以上であればなるっていうことですよ。2割から5割の間に入っていれば対象になりますよね。その、その確認です。

商工観光部長（武下義広君） はい、お答えいたします。この制度はですね、国の持続化給付金の制度に、要は50パーセント以上の損害が出たという方々に対して手を差し伸べていこうということでございますので、それに50パーセントに達しない、20パーセントから50パーセントの方については、その対象として拾い上げていこうということで考えております。

22番（多田義一君） はい、分かりました。やはり事業をされている方であったり、今、あらゆる面でこの奄美市のこの事業所支援給付金について調べたりしている方々も多くいらっしゃるの事実だと思います。しかしながら、今の段階で71件、申請はですね。71件。想定は説明では1,250件ということでしたね。でしたので、これが今の段階では多いも少ないもなかなか判断できないと思うんですけども、仮にですが、実質、この申請件数があまり伸びなかったとする場合、この制度変更とかっていうのはあり得るのかどうか。その辺りの今後の展開っていうのをどのようにお考えなのか、お聞かせください。

商工観光部長（武下義広君） お答えいたします。事業所支援金の申請期間が、議員御承知のように6月1日から、まず8月31日までとなっております。期間が十分にあることからですね、まだその付近、たくさんの申請が出ていないこともあるんじゃないかということが一つあります。この中で、農林、漁業者も支援対象となっていることから、これから申請件数は増えていくということで考えております。それが残になってたら、残が出た場合というお話だと思いますが、まず現在の対象事業者へですね、できるだけ早急に、当然、お困りの事業者たくさんありますので、まずそこを重点的にやっていって、その後、またその付近は検討していきたいというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

22番（多田義一君） はい、分かりました。意外にやはり、アンテナ張って、すごく情報収集されている皆さんは、すぐやはり情報も入って来ていると思うんですが、そのなかなかですね、情報を取るのに適していない環境の場合は、この情報すら知らない皆さんもまだいると思うんですよ。なので、今後の広報のあり方であったりとかっていう部分が、恐らく鍵になってくるのかなと思います。単純に考えると、今もう申請期間の4分の1は経過しているわけですから、今ですね、既に8月までとして、今日が6月15日ですから、大体、昨日、今日の段階で71件ということは、単純にかける4倍したって280ぐらいですよ。それ以上はなるとは思いますけれども、恐らく300届かないぐらいで終わるとすれば、おおよそ1,000件ぐらいの、もともと想定していた1,250件からすると、かなりの開きと、また、多くの予算執行残が出てくるというふうに思いますので、今後、また様子を見ながらですね、最終的に8月31日の段階で、次にどういう施策の展開できるか。僕、これ1回だけでは終わらないと思うんですよ。当然ですね、このコロナ、第2波、第3波って言われていますけれども、この奄美大島、必ず僕はもうゼロでは終わらないと思いますので、絶対入込がまた入って来ますよね。夏場にかけて、また、冬場にかけてですね。なので、あくまでもやはり入って来るとして想定したときに、やはり次に備えるのは、あらゆる面から備えないといけないと思いますので、是非そこも念頭に置きながら、今後の様子を見守っていきたいなと思います。

それでは、次の質問ですが、この制度自体はですね、上下水道料金の減免まで同時に受けられるっていう制度なわけですが、影響が大きく出ている事業所など、今回の給付金は受けられないにしても、上下水道料金の減免が受けれるようにする必要があると考えますが、まずそのようなケースが、今、あるのかどうか。今後、どのようにお考えなのかをお聞かせいただきたいと思います。

上下水道部長（藤山浩俊君） それでは、お答えします。今回の減免の内容は国の持続化給付金の対象とならない事業者に対し、市の事業所支援給付金と併せて水道料金、下水道等使用料の基本料金を減免する

制度でございます。市の給付金の交付対象以外の事業者は減免対象と、現在のところしておりません。以上でございます。

22番（多田義一君） はい、現在のところは対象にはなっていないということですが、実質、その持続化給付金をいただいているところっていうのは50パー以上下がっていると。中には8割、9割、いらっしゃるんですよ、実際に。この奄美市が今行っている、20パーから50パーセントって、単純に100万円で考えたところ、売上げの減少率っていうのが20万円から49万円までってことですよ。片方では、実際に100万円で考えれば60万円だったり70万円、中には90万円以上下がっているところもあると思うんですよ。でも、これ100万円の場ですからね。多くのところは、やはりそれ以上の損失が出ていると思うんですよ。特にやっぱりホテル事業者さんであったりですね。多くの僕は赤字額、これはもう単純に言えない部分だと思いますが、仮にその法人がですね、200万円貰ったところ、多分、事業資金、運転資金としても半月ですよ、多分。半月ですよ。15日ほどの、何かしら払うのに役に立つぐらいのお金が200万円だと思うんですよ。個人事業主で言うと、100万円貰っても、恐らく延命できたとして1カ月半ですね。1カ月半です。当然、家賃も払わないといけないわけですから。まだ悪くなる前の段階から、従業員も抱えているわけですよ。辞めさすわけにはいかないっていう流れで、実質、その持続化給付金、持続化給付金と言って、100万円とか200万円とか言われていますけれども、実際、その僕が冒頭言ったように、2月から影響が出て、もう今、既に6月で5カ月なんですよ。それを考えると、奄美市の給付金は対象にならないとしてもですね、この水道料金の減免であったりとかっていうのは、僕は大きくダメージを受けている、特に観光事業者対象に、僕は広げ必要があると思うんですが、これはやっぱり議論していく必要があると、僕自身は思うんですよ。その辺はどうお考えですか。

上下水道部長（藤山浩俊君） それでは、お答えします。市の事業所支援給付金対象者以外にも、ホテル、飲食店など観光関連産業をはじめ、各種業種で事業経営に大きな影響を受けている現状は認識しております。今後、国・県・市の新型コロナに対する各種支援策の動向、課題を踏まえ、本市として事業所への経営支援策として、その一環としてどのような減免制度が必要か、各部局と調整、連携を図っていきたいと考えております。以上でございます。

22番（多田義一君） それは是非お願いをしたいと思います。その持続化給付金が、もう決して全てではないっていうことを念頭に置いていただいて、実際、お金じゃないところでの支援っていうのは、市はまだできるはずなんですよ。できるところはあると思うんで、その辺りは、是非その業界の皆さんからもしっかりと聞き取りをやった上で、今、何が必要な支援なのかっていうところも、是非考えていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。今回、コロナの危機により、今もお話あったとおり、最も影響が大きい観光関係、機関でございます、施設でございますが、とかく本当に設備投資が大きく、また、雇用人数もかなり多いのは皆さんも御承知のとおりであります。また、売上影響額も桁違いと思われま。今回の専決予算でも支援がなされておりますが、総額2,000万円であり、必ずしも十分の支援とは言い切れないと私は思っております。よって、あらゆる視点からの支援が必要と思われまますが、今回の専決以外での支援は考えられないのか、お伺いをいたします。

総務部長（三原裕樹君） まず、私のほうから観光関連業種における、固定費に係る支援、減免についてお答えをいたします。まず、議員御承知のとおり、国や県におきましては、観光業をはじめとする中小企業等に対して持続化給付金や雇用調整助成金による経営存続の後押しをするとともに、日本政策金融公庫などによる特別貸付制度の大幅拡充などとして無利子化、返済猶予、借換え、新規借入れなどの資金繰

り支援が創設されたところがございます。このような中、本市といたしましては、様々な業種で経営環境が悪化する現状において、固定費が大きな負担となっているものと考えております。このため、本市独自の支援策として、先ほども申し上げましたが、国が進めます持続化給付金の対象とならない売上減少率が対前年度比20パーセント以上50パーセント未満の事業所等に対して、事業所支援給付金を給付するとともに、この給付金の対象となる事業所に関しましては、水道、下水道の基本料金の減免を行うこととしております。また、本給付金の給付及び水道、下水道基本料金の減免措置につきましては、新型コロナウイルスの影響を受けている多くの方を支援するため、全業種を対象とした次第でございます。加えて、小さな事業所などの生活や営業存続を支えるため、社会福祉協議会と連携をし、緊急小口融資に本市独自の上乗せ制度を創設するなど、支援を行っているところでございます。

議員御質問の観光業に絞っての固定費の減免ということにつきましては、公平性という観点を考慮いたしますと、特定の業種に限定をして特別に税や料金の減免を行うことは、少し議論が必要ではないかと存じます。しかしながら、それぞれの減免や猶予に関する制度がございますので、経営状況が厳しい事業者の皆様におかれましては、業種を問わず、まずは該当する担当課に御相談をいただきたいと存じます。また併せまして、本市対策事業第2弾においてお示ししたとおり、経営面においてかつてない打撃を受けている観光事業者に対しましては、今できることから段階的に観光の需要喚起を支援する取り組みを進めてまいりますので、御理解をいただきたいと存じます。以上でございます。

2 2 番（多田義一君） 今、公平性の観点からという部長からのお話もありましたが、そもそもこの観光産業っていうのは、奄振の優遇されているこの業種ですよ。で言うと、固定資産税っていうのは、多分その時以降からの建物に関しては、恐らく何かしらの減免措置をしていますよね。恐らく、していると思うんですよ、現在で。僕は問題としているのは、例えばその減免ですよとかっていう話になったときに、今、既に観光施設っていうのは減免措置を受けていて、あと5年あるので、それは減免されていますよねっていう議論でもなく、僕はそれをさらに1年、2年延長していくとかっていう、そういう議論も必要なのかなって思うんですよ。先ほどもお話があったように、まず金融機関からの、その政策金融公庫であったりとかの借入に関しても、やはりもともとこの観光産業は、元々設備投資が大きいんですよ。大きくて、今、現時点でもやはり相当の借入があるという認識を持って、僕はいいのかなと思います。その上で、また、当然借りていかないといけないと思いますけれども、その中でも行政ができる、奄美市としてできることの支援として、何かしらできないかということでありませう。先ほど部長答弁、部長の答弁からもありましたとおり、その奄美市のこの事業所支援金について、これ今、ホテルからのあれはあるんですか、今。多分、ホテルは大打撃を受けているので、恐らく始まったら同時に出すと思うんですよ。今、1件でも申請件数があるかどうか、お聞かせねがたいと思います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

商工観光部長（武下義広君） 先ほどの答弁いたしました中には、今、ホテルからまだ来ていないんじゃないかというふうに理解しております。

2 2 番（多田義一君） これはもう、はっきりしていると思うんですが、ホテルの売上減っていうのは2割から5割で止まっていないんですよ。確実に8割、9割下がっているんですよ。てことは、必然的にこの奄美市の事業所支援給付金っていうのは、もうほぼほぼ該当しないんですよ、1件も。ってことは、多分お分かりだと思うんで、そこを念頭に入れながら、やっぱりどういう支援が必要かっていうことを考えていく、僕は必要があると思っていますので、是非ですね、やはり多くの事業主さんからも意見をいただきながら、どういう支援が必要なのかっていうところの議論を加速させていただきたいと

思います。なぜ私がこういう質問をするかという、これ、今で終わらないからですよ、絶対に。今、元に戻っているかっていうと、まだ元に戻っていないんですよ。その中で、鹿児島市のほうではまた出てきました。1名ですけれども。これがまた、さらに九州で広がっていくって流れっていうのが出てくると、また観光業っていうのは、今度は本当に今以上に深刻なダメージを受けると思います。ですので、僕は今のうちに議論が必要だというふうな認識の下、皆さんと、今、こういう議論をさせていただいておりますので、是非検討していただきたいと、このように思います。よろしくお願ひします。

次の質問に移ります。ここも大きな影響を受けておりますしまバスでございますが、路線部門と観光バス事業と、どちらもかなりの影響が出ています。路線の減便や給料カットなど、路線維持に向けかなりの努力をしていると思いますが、しまバスの現状と今後の支援はどのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

商工観光部長（武下義広君） それでは、しまバスについてお答えいたします。しまバスの現状につきましては、新型コロナの影響により、貸切バスのキャンセルの急増や、路線バス事業についても外出自粛の関係で乗客が大きく減少し、6月から当面の間、自主路線の一部減便を行っているところでございます。会社のほうからは、金融機関からの融資や職員の給与カットなどの対応を行っておりますが、今期の最終収益が大きく落ち込むことが見込まれる旨、報告を受けており、深刻な状況となっていることは議員御承知のとおりでございます。こうした中、本市といたしましても応急的な対応として、廃止代替バスの補助金を、これまでの清算払いから概算払いに変更するほか、学校関係におきまして、児童・生徒の通学等における3密を避けるため、バスの追加借上げに係る補正予算の対応をしております。また、観光分野において、観光需要の回復を見据えた事業による支援を、現在、検討しているところでございます。

本市を含む奄美大島における公共交通は主にしまバス1社が運行していることから、突発的な経営破綻が起るなどして、事業継続が困難になった場合、島全体で交通が止まるリスクがあります。特に高齢化が進む地域にとっては社会崩壊を招くことから、公共交通の崩壊だけは絶対に阻止しなければならないと考えております。新型コロナの社会的対応としては、感染拡大のリスクはあるものの、緊急事態宣言が解除され、「新しい生活様式」の定着を前提として、社会活動を制約する段階から、一定の範囲で緩和をする段階に進んでおります。その後、治療薬などが安定供給され、収束を迎える段階に進んでいくものと思われま。

今後も支援策を検討するに当たっては、こうした社会情勢を受け、公共交通を取り巻く環境も変化していくことを考えなければならないと認識しております。バス事業は通勤、通学など、生活の足を支える路線バス。市町村間の輸送を担うバス。団体旅行等を中心とした貸切バスの三つの事業分野があり、それらの事業分野を社会の多様な段階ごとに分けて整理し、刻々と変化するニーズや社会的要請に対し、きめ細やかかつ柔軟な対応が必要であると考えております。本市といたしましても、感染収束までの道のりはまだ油断を許さない状況であることから、より一層しまバスとも連携し、国や県の支援策の活用のほか、全庁的な視点や広域的な視点からの支援策などについて検討していきたいと考えております。以上です。

22番（多田義一君） はい、ありがとうございます。やはりこのしまバスの現状を、今、お聞きして良く理解はできました。さらに言うと、やはりこの赤字のしっかりと分析をしなくちゃいけないと僕は思うんですよ。観光事業部門でどれだけの赤字だったのか。って申しますのも、やはり自然減っていう流れはどうしても来ていたわけですよ。来ていたわけであって、それがコロナの影響でもっと加速をしてしまったわけですよ。そもそもの利用率からすると、どれぐらいまで落ち込んでいるのか。今後、継続させるためにはどれぐらいを維持しなくちゃいけないのか。であれば、支援する方法、方向性も変わって来ると思うんですよ。なので、その分析をしっかりとまず行った上で、まずこの1社、必ず守っていくっていうところは、これはもう共通認識の下だと思っておりますので、是非そこも念頭に入れながらですね、あらゆる分野からの支援が必要だと僕は思っております。ここは今後ですね、まだ議論もしていく

余地があると思いますので、是非お願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。次に、コロナ患者が今後出た場合、離島である奄美市、ひいては大島群島は医療連携が必要と強く思いますが、コロナが出ていない今こそしっかりと取り組む課題として向き合う必要があると考えております。この医療連携って申しますのも、簡単に連携ってよく言葉では言われておりますが、この奄美市においては、総合病院と思われる病院ってのが、やはり指定病院となっている県立大島病院、名瀬徳洲会病院、中央病院ですよね。この三つしか、どうしても想定できないと思うんですよ。この少なくともこの三つ含めた、奄美市と含めたですね、この医療連携っていうのは、僕は必要じゃないのかなと考えております。その辺がどのように進んでいるのか、また、現状どうなっているのか、分かればお聞かせ願いたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） 医療連携等についてお答えいたします。まず、現在、新型コロナに対する医療体制につきましては、感染症指定医療機関である県立大島病院に感染症指定病床が4床、感染者が4名を超えた場合に対応できる結核病床が15床となっております。県内においては一般病床も含め253床を確保されており、また、軽症者等の宿泊療養先についても、3施設188床が確保され、さらに拡充を進めているということでございます。

しかしながら、離島である奄美大島においては、県本土に比べると医療体制が十分とは言えず、万が一感染がまん延した場合には、医療体制が維持できないことも危惧され、奄美大島5市町村長で構成する対策本部会議では、4月17日の奄美市内2人の感染者の発症を重く受け止め、県に対し、奄美大島における新型コロナ感染症対策にかかわる医療体制の十分な確保を図ることについて、緊急要望書を提出したところでございます。また、対策会議においては、感染症指定病院である県立大島病院や大島郡医師会等の医療機関や、名瀬保健所等の関係機関から情報提供をいただきました。中でも県立大島病院からは治療の最前線にいる声として、感染の不安と隣り合わせで御尽力いただいている状況や、医療体制の現状、また、マスク等の衛生資材の不足などの現状について情報提供をいただき、自治体として医療機関と連携を図っていくことの重要性とともに、医療体制をしっかりと維持していただくためにも、感染防止対策にしっかりと取り組む必要性を改めて強く感じたところでございます。

現在は第2波に備えるべき時期であり、奄美大島における医療体制や検査体制等につきましても、早急な体制の確立に向けた取り組みが必要と考えております。特に検査体制につきましては、島民にとっての必要性に加え、医療機関の状況等も踏まえ、奄美大島5市町村において、県に対しPCR検査体制の早急な確立に関する要望を行ったところでございます。今後も医療機関をはじめとする関係機関との連携を図りながら進めてまいりたいと存じます。なお、医療機関の連携につきましては、管轄する名瀬保健所のほうで、市内の医療機関も含めて連絡調整、そこら辺りを十分に図っていると伺っているところでございます。以上です。

22番（多田義一君） 僕もそのようなお話は、現場からの方々からもお伺いをしておりますが、ただやはり一つ気になるのは、奄美市の立場として、今の話がまさしくそうで、何う立場なんですよ。要は中にいないんですよ。いなくて、現場レベルでの話し合いっていうのもあまり持たれてないですよ、多分。上のほうでのお話し合いは数多くあるのかなっていう感じがしますけれども、これはまた一般質問で安田議員のほうで後段、また日を改めて別、いろいろ聞かれているようなので、もうこれ以上僕から聞きませんけれども、やはり実際に現場にいる皆さんからの意見とか、意見交換ってのも、この奄美市が例えば音頭をとって、県には言いにくいことがあるのかもしんないですよ、ひょっとすると、現場ですよ。そうすると、県のほうからではなくて、市のほうから県に呼び掛けて、逆にこういう会を持ちませんかとかですね、その辺は臨機応変に、今後、対応していく必要があると僕は感じていますので、是非そこも念頭に入れながら、是非現場の皆さんからの声を聞いていただきたいなと思います。

ちょっと時間ありませんので、次の質問に移らせていただきます。次ですが、この次の質問はちょっと僕の書き方が、すいませんね、申し訳ないですが、早く言うと奄美市独自の、要はいろんなイ

べントを開催する指針となる指標などを示すことができないかっていうことです。今、全国でいろんな自治体があるような指針を出していますけれども、なぜこういう質問をするかという、実際自粛が始まるのは、もう大きな流れとしてすごく早いんですよ。ただ、今回もそうですが、東京で解除、全国で解除ってなったときに、こういつから出るかっていう、実際、島民の中では、いつからスポーツやったらいいとか、いろんな戸惑いがある、なかなか今、日常生活に戻ったとは言い切れない状況なんですよ。なので、今後、第2波、第3波が来ると考えると、やはり自粛に入るのは早いんですよ。また、元に戻るのが遅いとですね、これ、今後、大変なことに僕はなると、そういう危機感がありまして、是非その辺も、ある意味の指針っていうのは持つておく必要がないのかなと思っておりますのでこういう質問になりましたが、何かしらお考えがあるかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えいたします。国は全国的な緊急事態宣言の解除となった5月25日に、「新しい生活様式」の定着等を前提として、一定の期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくために、「移行期間における都道府県の対応について」を文書として示しております。本市におきましても、完全なコロナ感染症克服までに長期戦を見据えなければならない現状においては、これまでに教訓として得られた「新しい生活様式」や業種ごとに策定されている感染拡大予防ガイドライン等を実践し、感染防止を徹底することで安全性を確保しながら段階的に社会経済の活動を全国的に引き上げていく国の方針に沿って、地域経済も動いていくことが適切な対応と考えているところであります。

ガイドラインの中では、催し物の開催も含めて段階的緩和の目安を示しており、基本的にはこれに基づき、開催に向けた準備をしていただくこととなります。これらのことにつきましては、本市ホームページや新聞紙面などを通じて広報してきているところでございますが、新たな感染への警戒等もあり、積極的な経済活動、市民活動までには至っていないと推測するところであります。これを踏まえた上で、本市といたしましては御承知のとおり、7月を目途に飲食店を対象としたプレミアム商品券や、既に一部事業を開始している市民向け宿泊・体験プログラム利用助成プロジェクトなど、市民のお力を借りて地域経済を動かしていくことについて、事業展開することでメッセージを発しているところでございます。

一方で、議員御指摘のとおり感染防止策を実施しながらという制限下ではございますが、経済活動が実施できる時はしっかりと活動いただき、また、活動を控えていただく時はしっかりと控えていただく一定の目安や、それが広く分かりやすい形で市民に届くキャッチフレーズ的なものは、長期戦を見据えなければならない状況下、しっかりと持続していくための準備にとっても必要なものと考えているところでございます。以上を踏まえ、どういう形で具体化していくかについて、関係部署と連携して取り組んでまいりたいと考えておりますので、暫くお時間をいただきたいと存じます。以上です。

22番（多田義一君） はい、分かりました。やはりこの奄美市は、今回12市町村の中でもですね、最も影響が大きく受けておる地域のひとつだと思います。また、産業の形態や人口の集中、商業の集中、大都市からの直接的な窓口であったり、挙げればまだまだきりが無いぐらい、この奄美市は特別ですね、こういった集積から影響は最も出やすい地域だとすると、やはり影響を受けるのも早いですし、また、それを立て直すのも時間かかるわけですよ。そこで、何かしらのやっぱりプランがあれば、よしじゃあ出ようとか、いろんなスポーツもですね、もうじゃあここまで休んでいたから、来週ぐらいからやろうとか、何かしらのこうスタートするきっかけっていうのがあれば、やはり市民の皆さんもすごく安心感があるなという思いからこの質問をさせていただきましたので、是非御検討をお願いしたいと思っております。

最後となりますが、これはもう以前からも多くの議員からも質問され、これは僕は問題はもう解決していると思っていました。しかしながら、今回のコロナ騒動の最中に、移住希望者から連絡を受け、以前から、要はそこでちょっと対応に当たってもらいましたが、やはり保証人の問題が未だあるよう

でございます。この過去の課題と現状の課題、何か違いがあるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

総務部長（三原裕樹君） 議員御指摘のとおり、これまでの課題としましては、不動産業者より島内在住の保証人を立てるといふような条件が課題でございました。このことによりまして、現に保証人を含めた諸条件によりまして、賃貸契約に至らないという事例も伺っております。そのようなことから、本市の「定住促進住宅」につきましては、所得証明等の提出書類を確認することにより、島外の保証人についても対象とさせていただきます。また、本年4月の民法の一部改正に伴いまして、定住促進住宅条例における入居手続き等について、保証会社などの法人も連帯保証人となれるよう条例を改正し、本年4月から施行しているところでございます。移住を希望するに当たり、仕事と住まいの確保ということは大変重要なことでございます。このことにより、移住促進が図られるのではないかと考えております。このようなことから、引き続き鹿児島県宅建協会奄美市部会員、それから、市内不動産業者など、関係機関と不動産に関する最新情報を共有し、移住・定住政策を推進してまいりたいと、このように考えております。2月に1回、そういった会議を持っているところでございます。

22番（多田義一君） 市長、正直僕はこの出来事があってショックだったんですよ。これだけ人口を増やさないといけない。Iターンもこう上手く施策をしながらですね、移住・定住希望の住宅も造りながら、不動産、条例も改正したわけですよ。でも結果的に保証人がいないってことで、その方はその願った所は借りれませんでした。たまたま島の有志の方が貸してくれて、結果的には残ることができましたけれども、でも結局その現状っていうのが浮き彫りになりましたので、今後ですね、行政とやはり宅建協会としっかりと連携をとって話し合っていく必要はあると思いますので、是非取り組んでいただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（与 勝広君） 以上で、自民党奄美 多田義一君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。16時に再開いたします。（午後3時45分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午後4時00分）

引き続き、一般質問を行います。

日本共産党 荒田幸司君の発言を許可いたします。

なお、荒田幸司君から一般質問中の資料投影のため、書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

5番（荒田幸司君） 議場の皆さん、市民の皆さん、こんにちは。本日最後の質問者となりました。どうぞよろしくお願いいたします。

まずはじめに、今回の新型コロナウイルス感染症対策に対する市民の皆様の御協力に対し、市政に携わる者の1人として、改めてお礼申し上げます。全国的に緊急事態宣言が解除されたとはいえ、大変窮屈な日々をお過ごしのことと思いますが、3密を避けながら、お互いの思い遣りの心を持ちつつ励まし合いながら、この難局を乗り越えていきましょう。引き続きの御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、若干の所見を述べさせていただきます。WHO、世界保健機構から健康の到達点と均一性、費用負担の公正さなどを理由に高い評価を受けています日本の国民皆保険制度は1961年、昭和36年から始まりました。その延長線上には1973年、昭和48年から始まった老人医療費自己負担の無料化の歴史があります。1969年、東京都と秋田県で始まった老人医療費自己負担無料化は日本国民の約4割が革新自治体に暮らすという状況の中で、その波は国政をも動かすエネルギーとなり、と

きの田中角栄内閣が1973年、福祉元年と位置付け、社会保障の大幅な拡充が図られる中で、老人医療費自己負担の無料化は国の制度となりました。この制度はそれから10年間、1983年まで続きましたが、その後老人保険制度が創設される中で、定額制の自己負担が導入され、現在の定率制の制度に変わってきています。この流れは日本の医療体制そのものにも少なからず影響を与えており、今回の新型コロナウイルス感染症は日本の医療の現実をあぶり出す結果となりました。日本の新型コロナウイルスの重症患者さんに対応できる集中治療室、いわゆるICUのベッド数が人口10万人当たり5床との報道は、ドイツ29床、イタリア12床との比較で衝撃が走っています。皮肉にも日本が舵を切りつつある軍事力の強化では、増強では、新型コロナウイルスに対抗できない、国民の命を守れないことが露呈しました。今こそ医療、福祉を大切に作る国づくりに舵を切るときではないでしょうか。以上のことを訴えさせていただいて、質問に入ります。

まず、1番目。新型コロナウイルス感染症対策について。まず、市長にお伺いをいたします。新型コロナウイルスが発生して以来、国や県の対応に呼応し、市民の命と暮らしを守るためにその先頭に立って御奮闘いただいていますことに対し、敬意を表します。また、近隣の町村からの遅れが心配されました特別定額給付金申請については、かなりのスピード感を持って対応いただいたと考えております。さて5月25日に緊急事態宣言が全国で解除されて以降、徐々にではありますが人々の動きにも変化が生じてきているように思います。多くの感染症の専門家が、必ず第2波があると予測しています。そのような状況の中で、市長は現在の奄美の状況をどのように捉え、今後の対応についてどのようにお考えになっているか、お示しをいただきたいと思っております。

次の質問より発言席で行います。よろしく申し上げます。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、さっそく荒田議員にお答えさせていただきます。市民にもっとも近い基礎自治体としてなすべきことは、市民の生命、財産を守ることが第一であろうかと思っております。その中で、防災を含む全ての施策を進めてきたところでございます。新型コロナ感染症対策につきましても、離島という、必ずしも医療体制が十分ではない状況の中、万が一感染がまん延した場合は、医療体制が維持できないことも危惧されることから、感染拡大を防がなくてはならないという思いのもと、様々な感染防止対策を講じながら、市民の皆様に対しても、感染防止に対しての協力依頼をことあるごとに行ってまいりました。改めて市民の皆様方に感謝とお礼を申し上げたいと思っております。4月17日には、議員がお話のとおり、本市において感染者2名が確認され、市民の皆様にはこれまで以上に外出等の自粛、感染防止対策、風評被害防止等についてお願いをしたところでございます。4月18日以降、市内での感染は確認されておりません。市民の皆様の御協力と医療関係者をはじめとする感染の危険と隣り合わせの状況で暮らしを支えていただいている方々の御尽力に対し、改めて心から感謝を申し上げたいと思っております。また、奄美大島5市町村においても、感染拡大の対策について、感染拡大防止対策については、情報を共有しながら連携強化を図り、取り組んでまいっております。その中で、水際対策の取組や医療体制の確立等についての協議を踏まえ、県への要望を行ってきたところであります。6月の12日にも、大島支庁長もお招きし、大島本島内5市町村含めて、改めて県にPCR検査機の設置を含めて、医療体制の拡充について県知事宛要望書を提出したところであります。現在は全国的に緊急事態宣言が解除され、社会経済活動が徐々に緩和される移行期間であります。島外からの来島者も増えることが予想されます。感染のリスクはなくなったわけではなく、第2波が確実に来ると言われております。市民の皆様におかれましては、これまでの高い感染予防意識を継続していただき、感染予防の徹底を改めてお願いする次第でございます。本市におきましても、第2波に備えた感染防止対策や医療検査体制の構築に向けた取り組みを強化するとともに、生活支援、経済支援策等を通し、今後も市民の命、健康、暮らしをしっかりと守っていきたくて考えておりますので、どうか議会の皆様方にも御理解と御協

力をよろしく願います。

5 番（荒田幸司君） はい、ありがとうございます。第2波に備えても、今後、しっかりと対応していきますということの決意をいただきましたので、どうぞよろしく願います。

それじゃ、これからは少し具体的なところを、コロナに対してですね、お聞きしていきたいというふうに思います。まず一つは緊急事態宣言が全国的に解除される中で、観光客をはじめ、来島者が少しずつやっばり増えている、そういった状況があると思います。今後の水際作戦について、現状とですね、今後、どう強化していくのか。そういった状況がありましたらお聞かせください。よろしく願います。

保健福祉部長（山下能久君） 水際対策につきまして、お答えいたします。現在、水際対策につきましては、大島支庁、奄美大島5市町村と連携して、奄美空港、名瀬新港、佐大熊港で行っております。奄美空港においては、サーモグラフィー検査を実施し、表体温の高い方に対しては氏名、来島理由、滞在期間等について聞き取りを行います。この表体温の高かった聞き取りを行った方につきましては、滞在中に滞在先の保健師が健康確認のための電話連絡を行い、高熱が続く方については、名瀬保健所へ連絡のお願いをし、感染拡大を防止することとしております。名瀬新港、佐大熊港においては、非接触型体温計での検温を行い、体温の高い方については空港と同じような取り扱いをすることとしております。緊急事態宣言が解除され、これから観光客等が増えることが予測されています。奄美空港、名瀬新港、佐大熊港においては、新型コロナウイルスに関する注意事項や体調に不安が出た場合の連絡先等を記載したチラシの配布を行っておりますが、これからの水際対策強化の実施方法につきましては、大島支庁、奄美大島5市町村と情報共有を行いながら進めてまいりたいと考えております。以上です。

5 番（荒田幸司君） 今、お聞き、お答えいただきましたけれども、と言いますのは、現在の対応、それ以上については、一応大島支庁と関係機関と一応協議しながら、今後、進めるということの受け止めでよろしいんですか。実質的にはやはりこれ以上のやっばり強化っていうのはなかなか見えないものなんでしょう。例えば、検査体制をそこでやるとか、そういったことについては、何か案としてはございませんか。

保健福祉部長（山下能久君） 水際対策につきましては、議員御案内のとおり、これから航空便も増えまして、さらには来島される方も増えると、こちらのほうも予測しているところです。現在の職員のほうで、県職員、市町村の職員のほうで、この水際対策の、検温を含めた追跡調査を行っておりますが、動員のほうも含めてですね、来島される方が多くなりますと対応する職員も増やさないといけないのではないかと考えております。そういった中で、協議をしながらですね、どういった形で効率的にできるのかも含めてですね、対応していきたいと考えているところです。以上です。

5 番（荒田幸司君） はい、ありがとうございます。恐らく、今、やはり職員の方々、その、それぞれの空港、そして、港。そういったところで、夜間にですね、やはり仕事に出掛けてっていうことで、非常に大変な思いをしていると思うんですけれども、引き続きよろしく願います。

次の質問に移ります。第2波や将来に備えて、先ほど市長のほうからもPCR検査のことが少しありました。そういったことを見据えてですね、やっぱりPCR検査、そして、コロナウイルスの抗体、抗原検査、そういったものが奄美でもできるような体制ができないのか。今、話としてはどの辺りまで、進んでいるのか。もしお分かりでしたらお聞かせいただきたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） 新型コロナウイルス感染症につきましては、予防ワクチンや治療薬の開発

が進められておりますが、収束まで長期にわたることが予想されており、今後、第2波、第3波が確実に来るとされている中、今はまさに備えを行う時期であると考えております。第2波への備えとして重要な項目の一つに、議員御案内の検査体制の充実が挙げられます。新型コロナウイルス感染症の検査にはPCR検査、抗原検査、抗体検査があり、日本感染症学会によりますと、それぞれに特徴があり、使い方や使い分けに注意が必要とされております。まず、PCR検査は感度が高いことが利点として挙げられます。これまで検査時間が長いこと、また、熟練した人材が必要とされてきましたが、最近では短時間で安定した結果が出せる機器も保険診療の適応となっております。抗原検査につきましては、検体採取から30分で判定が可能であり、国も検査キットの供給を行う方向とのことですが、陽性の場合の確定診断としての意義は高いが、陰性になったとしても感染を否定できないとしております。抗体検査につきましては、感染してから抗体ができるまでに2・3週間必要であるため、現時点での感染の有無ではなく、これまでの感染の既往を調べる疫学調査において有用とされております。それぞれの検査の特徴を踏まえ、また、検査体制の構築は本市の問題だけではなく、奄美大島全体に係ることであるため、市長からもありましたが、PCR検査体制の早急な確立に関する要望を県に対し行ったところでございます。

5番（荒田幸司君） はい、ありがとうございます。私も独自にPCR検査、また、抗原、抗体検査のことを少し調べさせていただきましたけれども、今、部長がお答えになったとおりで、やっぱり精度の問題。それから、PCR検査については、やはり検査技師の問題。幾つかやっぱり超えていかなくちやものがあるということは重々承知をしているところです。是非引き続き追及していただくということで、よろしくをお願いします。

それじゃ、続きまして4番目ですね。国民健康保険の資格証明書発行された世帯に、4月と5月については短期保険証を発行したとお聞きしています。その後の経過と今後ですね、どういった対応を考えていらっしゃるのか、御答弁をお願いいたします。

市民部長（満永亮一君） それでは、お答えいたします。国民健康保険に加入されている世帯につきましては、保険証を発行しておりますが、滞納がある方については短期の保険証を発行しております。資格証明書につきましては、長期にわたり滞納し、なおかつ電話、文書、訪問を行っても滞納が解消されない世帯に発行しているところであり、その中で、対面での聞き取りなど世帯の状況を把握した場合は、短期保険証の発行を行っているところでございます。議員おっしゃるようになりますね、今年度に限りまして、国民健康保険の資格証明書発行世帯に短期保険証を発行できないかとの、今、御質問だったんですけども、全国において緊急事態宣言が発令され、本市におきましても新型コロナウイルスの感染者が報告されたため、感染拡大防止の観点から、保険証発行のために市町村の国保窓口を訪れることは避けなければならないため、4月中に、4月、5月分ですね、資格証明書対象者へ短期保険証を発行したところでございます。今後ということですが、やはり短期保険証の発行につきましては、新型コロナウイルスの県内の感染状況、また新たな緊急事態宣言などの発令状況を注視しながらですね、柔軟に対応していきたいというふうに考えております。なお、短期保険証が切れた方でも、窓口に来られて、いろいろ納付相談、そういったことをされた方には、また、短期保険証を発行しているような状況でございます。以上です。

5番（荒田幸司君） はい、ありがとうございます。理解の仕方としては、行って相談に見えたら、ある程度のやっぱり融通はききますし、短期保険証の発行も可能ですよということでもよろしいですか。はい、よろしくをお願いいたします。

次の質問に移りますが、奨学金の返済についてなんですけれども、奨学金のですね、返済で、猶予期間を設定してほしいなどのそういった相談事は寄せられていないのか。以前にお伺いしたとき、ほとんどそういった相談は来ていないということでしたけれども、やはりこれから長期化する中で、どうして

も出てるんじゃないかなというふうに思いますね。そういった意味では、今後、相談に来た場合にどういった対応なされるのか、御答弁をお願いいたします。

教育部長（福長敏文君） それでは、お答えをいたします。本市では奨学金の返還につきましては、これまでの当初の計画どおりの返還が困難になった方に対しまして、返還計画の見直しや返還猶予を行ってまいりました。今回の新型コロナの影響により返還が困難になった方に対しましても、返還計画の見直しや返還猶予ができるよう、ホームページや広報紙などを通して広く周知を行うとともに、返還中の皆様へも案内文書を発送し支援できる体制を整えております。現在までに新型コロナの影響による返還計画の見直し、それから、返還猶予の相談等は来てはおりませんが、感染状況によりまして申請期間の延長を行うなど、相談があった場合には丁寧に対応してまいりたいというふうに考えております。以上です。

5番（荒田幸司君） 失礼しました、はい。ありがとうございます。実質的にはやはり非常にきめの細かい対応しているというこのお話でしたけれども、やはり奄美の将来を担う若い方々、是非しっかりと対応していただいて、今後の奄美につながる、将来につながるように対応をお願いしたいというふうに思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、次の質問に移っていきます。2番目の安全保障関連ですね。この間の安全保証に関する地元紙及び全国紙などを見ると、一つには4月の18日、低空飛行訓練の情報相次ぐ、米軍輸送機が龍郷町で撮影の写真付きの記事が掲載をされていました。それから、5月4日、時系列的に言いますと、5月4日付で県内2019年度、低空飛行目撃最多86件という見出しで、その半数が奄美で44件、奄美、大島地区ですね、米軍機かもしれないという記事が載っています。それから、同日付で同じ新聞社なんですけれども、2019年度、米軍機着陸奄美50回、全国の民間空港89カ所のうち、福岡59回に続いて全国2位。在日米軍を監視する市民団体リムピース編集長は、北朝鮮や中国の動向を睨む米軍岩国基地が強化される中、普天間との間にある離島は特に重視をされる。日米地位協定では米軍には航空法などの国内法が原則適用されない。低空飛行は多く、事故の危険性は高いとのコメント付きでした。それから、5月の15日、全国紙には地位協定意見書160件の見出しで、米軍の特権を認める日米地位協定の見直しを求める意見書が沖縄県の翁長雄志知事からの働きかけを受けて、全国知事会が2018年7月、初めて抜本の見直しを提言する。それから、2年弱で少なくとも160回、全国の地方議会で可決されていることがあったと、そういった掲載記事もありました。それから、低空飛行訓練については、皆さん御存知の自衛隊ネット、市民団体での、その集計では4月から5月にかけてオスプレイが54件、米軍機が19件、それから、6月に入っては6月の3日、上方地区21時以降に2機編隊で44回。それから、6月4日木曜日には、龍郷町オスプレイ4機編隊、和光町2機編隊、小湊米軍機1機。それから、6月の10日水曜日はオスプレイ、古仁屋、加計呂麻で3回。それから、先週の6月の11日木曜日、オスプレイ2機編成で4回と、同じ地域を、特に下方ですけれどもね、巡回していると。このようなオスプレイをはじめとした米軍機の低空飛行について、当局はどのように捉え、どのように対応しているのか、是非その見解をお伺いをいたします。よろしく申し上げます。

総務部長（三原裕樹君） お答えいたします。航空機等の飛行に関しましては、航空法や同法施行規則に基づき飛行しているものと認識をしておりますけれども、住宅上空の低空飛行、また、騒音の苦情があることも承知をしております。米軍機に限らず、航空機の低空飛行への対応につきましては、市民や市職員等から通報を受けた都度、県を通して防衛省など関係機関へ照会を行っております。照会の結果、米軍機と思われる機体につきましては、九州防衛局から米軍側に苦情等の内容を伝え、住民生活への影響を最小限にとどめるよう求めており、今後とも粘り強く関係機関と連携し対応してまいりたいと存じます。以上でございます。

5番（荒田幸司君） 寄せられた意見については、一応九州防衛局に連絡をして対応していただいているということの内容でしたけれども、米軍のほうにですね、こちらの苦情関係をお伝えしているわけですが、そのことに対しての何も回答って言いますかね、アクションはないでしょうか。

総務部長（三原裕樹君） 九州防衛局からは米軍側にその苦情等の内容を伝えているということでございますので、それに対する跳ね返りということでは、特段、こちらのほうには入っておりませんから、その都度その状況を伝えていますということでの報告は受けてございます。

5番（荒田幸司君） ということは、やはり一方通行でのやり取りでしかない。米軍との関係なんですね、特にね。そういった状況じゃないかなというふうに受け止められます。低空飛行訓練についてはですね、スライドも用意させていただきましたので、少し現実っていうかな、先ほどは言葉でお話をしたということでは、スライドを使ってですね、少し説明をしたいというふうに思います。これは自衛隊ネットに寄せられた情報で、一応掲載しているのと、南海日日新聞も少し活用させていただいていますので、よろしく願いいたします。それでは、スライドをお願いいたします。これは6月の4日ですね。龍郷町ですね、自然観察の森で撮影されたオスプレイ4機編隊、編成ですね。小さくてなかなか見にくいところがありますけれども、一応4機飛んでいるのがよくお分かりだと思います。次、スライドをお願いします。同じ編隊で少しああいった、訓練をしているのかなという様子が、普通に飛ぶんだったら真っ直ぐ行くはずですけども、わざわざこう重なる感じでやっていますので、やはりどう見ても訓練じゃないかなというふうに考えられます。次のスライドをお願いします。次に、かなり遠く離れて去って行ったというような状況のようですね。この間に何枚か写真がありましたけれども、一応割愛をしています。それでは、続けてスライドをお願いします。これもやはり同じ場所の自然観察の森で撮影された米軍のC-130かな、という飛行機じゃないかなというような推測がされていると思うんですね。次、をお願いします。それでは、今から山沿いをずーっと飛んで行った、これ、様子です。次、をお願いします。最後は山を越えて、また下に下りて行ったんじゃないかなと、まさしく非常に低空で飛行をしているという実態がよくお分かりいただけると思います。こういったことが、かなりやはり頻繁に発生しているということがしっかりと私ども受け止めていかなきゃならないかなというふうに考えています。それじゃ、続けて写真を御覧いただきますが、皆さんも、次、をお願いします。この写真については南海日日新聞社さんで4月の18日で掲載されているので、見ていらっしゃると思うんですね。恐らく米軍のC-130じゃないかなということが推測されていまして、それで、私どもはですね、低空飛行解析センターというところをお願いをしまして、独自にこの高度を計測をしていただきました。次の、これですね、向こう側には建物がありますけれども、龍郷のほうに。これも自然観察の森からたまたま、撮影された方はどなたか分かりませんが、新聞社さんの説明ではたまたま森の撮影をしていたところに、飛行機がぱっと入って来たということで撮影したみたいですね。向こう側に建物がありますけれども、この高度を調べるにはあの建物の実測をやっぱりしなきゃならないということで、実際にはそういった動きをしています。次、をお願いします。これが左側の上、ちょっと分かりにくいんですが、ドラゴン砦と、あと真ん中がさっきのその飛行機ですね。そして、右側が建物ということで、この線のつなぎの中でやって高度を計測しようということでの図面です。次、をお願いします。これでは、向こうの建物側の行って計測した、実際の計測速度、距離ですね。次、をお願いします。これが自然観察の森のドラゴン砦で、ということで、この三つを行って比較をして実測をしてということでした。結果的にはですね、スライド、ありがとうございました。これで、結果的にはこの情報を基にして米軍機の飛行高度を推測した結果が89メートル、誤差にしてプラスマイナス5メートルぐらいだろうということが言われています。これは実質的には1999年の日米合意に違反した100メートル以下という超低空飛行訓練じゃないかな、低空じゃないかなということが専門家のお話ではありました。以上、やはりオスプレイをはじめとした

米軍機の低空飛行の実態を視覚で訴えさせていただきましたけれども、改めて当局側の感想なり見解なりをお伺いをいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

総務部長（三原裕樹君） ただいまの計測の内容を把握しておりませんので、コメントは差し控えさせていただきますと思います。

5番（荒田幸司君） それは、コメントは差し控えたいということですが、実質的にオスプレイなら4機編隊とか、それから、飛行機の低空、ああいった実態は垣間見えたと思うんですよね。やはりそういった意味ではですね、もう少し、これまでも一生懸命対応はしていただいていますけれども、さらにやっぱり強い発信と言いますか、やっぱりこの低空飛行は止めてほしいということの発信をしていかないと、これはこのままだと本当に激しくなるばかりじゃないかなというふうに、私心配しているんですね。まさしくやっぱり市民の命をどう守っていくかという、大げさじゃなくて、やはりそれが現実味に、もし事故があったときにはそういったこと起きるわけですから、そういったこともやはりしっかりと肝に銘じながら、これも、議会も当然ですけども、対応していかなくちゃいけないと、現実、という現実がここにあるってことを是非受け止めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続けて、同じような質問になりますけれども、市長にお伺いをしたいと思います。平成30年7月の19日付で奄美本島5市町村長の連名でですね、九州防衛局長宛に提出をいたしました在日米軍オスプレイによる奄美空港への緊急着陸及び奄美大島上空における低空飛行に係る対応について要望書を提出をいただいています。その後、どのような対応になっているのか、もし動きがあったりしましたら、是非お答えいただきたいというふうに思いますが。

総務部長（三原裕樹君） 御案内の要請書につきましては、米軍機オスプレイに係る緊急着陸、低空飛行、速やかな情報の収集と提供などについて、奄美大島5市町村で九州防衛局に対して要請をしたものでございます。九州防衛局からも米軍機の飛行に際しましては、安全面に最大限配慮しつつ、地域の方々には与える影響を最小限にとどめるよう求めてまいりたい。要請書を真摯に受け止め、しっかりと対応していくとの回答をいただいております。また、昨年11月、本市において開催されました防衛問題セミナー開催時に、廣瀬九州防衛局長がお見えでございましたので、市長から口頭でございまして、再度要請を行い、同様の回答をいただいたところでございます。先ほど答弁いたしました低空飛行への対応のように、これまでも国・県と連携した速やかな情報共有、申し入れを行うなどの対応をしているところでございますが、この件につきましては、市民の皆様からいろいろなお声も頂戴をしておりますので、市民の皆様のお安全・安心の確保を第一に、引き続き関係機関と連携の上、対応に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

5番（荒田幸司君） この問題にですね、私がこういったことを取り上げているのは、今の対応の中ではなかなかこの解決しないって言いますかね、少し述べれば米軍、アメリカ軍のほうで、この奄美のこういった状況を受け止めてもらえる。そういった、そういうのがあったらいいんですけども、なかなかそれがいかない。そういった中ではですね、やはり全国的なこれ問題になってきていると思いますので、そういったところの連携、特に沖縄との連携しながら、しっかり声を今後も上げていくということが大変重要じゃないかなと。これまでもやはり発信の仕方では、なかなか聞き届けていただけないということでは、少し、何て言いますかね、強いやはり発信をしないとできないんじゃないかなというふうに思いますが。例えば、5月の9日付けで市長宛にですね、自衛隊ネットから米軍機の市街地上空の飛行禁止を宣言するように要望書が届いていると思うんですよね。それについては、どのように対応を考えていらっしゃるのか、できましたら現在の心境をお聞かせください。

総務部長（三原裕樹君） 新聞等でも御案内のとおりかと思えますけれども、この件に関しましては関係機関と連携して対応してまいりたいということで、今、調整を進めているところでございます。

5番（荒田幸司君） 是非検討していただいて、そういった発信をしていただくことを期待をしていきたいと思えます。

それから、少し今感じていることがですね、やはりこの自衛隊基地を受け入れたことがですね、オスプレイをはじめとした米軍機の低空飛行訓練、訓練かどうか分かりませんが、訓練だと思えますけれども、こういったところに拍車をかけているんじゃないかなと私は思いますが、その辺はいかがでしょうか。

総務部長（三原裕樹君） この件と、奄美駐屯地の件とは全く関係はないと認識をいたしております。

5番（荒田幸司君） はい、行政の受け止めはそういうことだということで、一応認識をしたいと思えます。

最後になりますが、やはり先ほど申し上げましたように、日米地位協定、これをしっかりやはり全国の知事会、市長会も言って、見直しを求めています。そういったところと呼応しながら、特にまた沖縄、兄弟島と言われる沖縄、そういったところ、先ほど160の自治体でということがありましたけれども、そういったところにしっかり声、そちらの自治体のね、決議した声も聞きながら、学びながら、しっかりと奄美でもその動きをつくっていかなくちゃならないんじゃないかなと、私は考えていますので、引き続き声を上げていきますのでよろしくお願いいたします。

最後に、防衛問題で、陸自、奄美駐屯地の隊員が迷彩服で通勤しているという理由の中に、少し前に奄美駐屯地の平田浩二司令が、やはり突発的なやっぱり出動というような、突発的な出来事があるのだというような説明を加えていただいていると思うんですが、ただやはり世界自然遺産登録を見据えた中でですね、この迷彩服の姿っていうのは非常に違和感がどうしてもあるんじゃないかな。それなりにやっぱり影響が出てしまうんじゃないかなと思うんですね。ですから、せめて通勤時は普通の制服、迷彩服じゃなくてね、そういったことに切り替えることができないのか。それは要請ができないのか、いかがでしょうか。

総務部長（三原裕樹君） 奄美警備隊員の通勤につきましては、先ほどございましたが、即応体制の観点から迷彩服の着用を実施しているとのことでございます。再度、奄美警備隊に確認をいたしましたところ、式典等、特別な事情がない限り、迷彩服を着用しているとのことでございました。いつ、何時発生するか予測できない災害や有事に対応するためのことでございますので、このことについては御理解をお願いしたいと思います。

5番（荒田幸司君） この迷彩服はですね、少し観点が違うかもしれませんが、私も夕方、朝、通勤途中、よくお見掛けをするんですけども、はっきり言って自家用車で着けてる方がいらっしゃるのかもしれませんが、バイクでは私の感覚では3・4人の方じゃないかなというふうに思っているんですよ。それ以外に、やはり車、自家用車で通っていて迷彩服を着けている方がいらっしゃるんですが、その実態をお知りだったら教えてください。

総務部長（三原裕樹君） 確認をしている限りは、通勤は迷彩服で通勤をしているというところでございます。

5番（荒田幸司君） ということは、自家用車で通勤している方もいらっしゃるかもしれないということ

なんです。分かりました。はい、ありがとうございます。

それじゃ、時間もちょっと少し迫ってきていますので、次の質問に移りたいと思います。三つ目には教育行政についてです。2019年12月4日、安倍政権が過労死が増える、先生を続けられなくなるなど、教育現場の強い反対の声を押し切って、公立学校の教員に1年単位の变形労働時間制を導入可能とする改正教育職員給与特別措置法を強硬成立させています。国は来年2021年度から制度の運用を始めたいとしていますけれども、奄美市はこの取り扱いについてどのように考えていらっしゃるのでしょうか、見解をお伺いいたします。

教育部長（福長敏文君） それでは、お答えをいたします。1年単位の变形労働時間制は、年度当初など多忙な時期における勤務時間を延長する代わりに、長期休業中などにまとめて休みが取ることができるものでございます。具体的には1日10時間まで勤務時間を延長することが可能となる制度でございます。この制度の導入につきましては、県や他市町村の動向を見据えるとともに、学校現場の状況を総合的に判断しながら検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

5番（荒田幸司君） 今、県のほうからどうしたいというような意向は全然入っていないってことですか。分かりました。私はですね、この法律、やっぱり、この法律を政府がやっぱり成立させて、その意図するところは、インターネットを引っ張った中ですけれども、我が国の教師の業務が長時間化しており、近年の実態は極めて深刻であると。それから、持続可能な学校教育の中で、教育成果を維持し向上させるためには、教師のこれまでの働き方を見直し、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるように、この法律をつくるんだということじゃないかと思うんですね。ただ、やはり今の学校の現場を考えたときに、こういった、先ほど教育部長からありましたように、忙しい時期には一定10時間、夏休みの暇なときは少なくすると、そういったやり方だけで本当に解決するのかなというふうに、すごい疑問に思っているんですね。現場からは恐らく、これじゃかえって過労死が増えるんじゃないかというふうな声もかなり聞こえてくる、きていると思うんです。そういった意味ではこの法律はですね、やっぱり実施をする上ではしっかりと対応していかないと、かえってあべこべの状態になるんじゃないかなというふうに思います。この法律のですね、一つのやはり理解の仕方なんですけれども、この制度を導入過程について確認をしたいんですが、この制度は完全に選択性であると。つまり、都道府県が条例を定めるかどうか、条例ができたのとて、個々の自治体や学校が導入するかどうか、いずれも自由であると。また、学校で導入をするかどうかは、毎年学校で決めることができる。そのような理解を私はしていますけれども、そういった理解でよろしいんですか。はい。そういった理解ということですが、是非やはり私自身は、やはりこの制度については止めたほうが良いというふうに考えています。ですから、やはりその理由としてはですね、私は学校現場の抱える課題を本当に解決するためには、授業数に比べて2割も少ないと言われる先生方の数、そこをやっぱりしっかり増やす。その努力なしにはですね、これは解決できないんじゃないかなというふうに考えています。ですから、この制度を導入することは、これまでよりもっと酷い働かせ方になったり、過労死が増えるという状況がつくることにつながるのではないかと、私は懸念しているところです。従って、奄美市ではこの制度を導入しないことをお願いして、この質問を終わりたいと思います。どうぞよろしくお伺いいたします。

それじゃ、続けて次の質問に移ります。路線バスの運行に関してです。この問題については、先ほど多田議員のほうから同じような質問がありまして、当局の一定、見解もお伺いをいたしました。是非その1番のところとですね、路線バスの新聞記事等も見て、非常に不安が広がっているんじゃないかということでは、先ほど当局のほうからしっかりこの路線バスは守っていきますよという決意だったと思うんですが、そういったこの意志を示していただきましたので、その路線バスの1番のところは、一応割愛をしたいというふうに思います。それで、こういった中で少し恐縮なんですけれども、路線バスのこの時間の問題ですね、これ3月にもいっぱい取り上げたんですけども、少し私の認識と違いがあるか

なということで、一応確認をしておきたいということで取り上げました。小宿の第1公園におけるバスの待ち時間の問題は3月議会でも取り上げました。そのときの当局の答弁は待ち時間が1時間に及ぶことはないということだったと私は理解しています。しかし、実態ではそうじゃないんじゃないかなというこの確認が、時刻表です、できましたので、質問させていただきます。だから、下方方面から名瀬に行く時間帯はね、やはり待ち時間が一定時間あっても、家からそれに合わせて出ますから、ほとんど、あまりその多少不便でも、そんなにも苦情は出ないと思うんですよ。それが逆に名瀬から帰るときになかなか帰りつけないという、名瀬のほうでいて時間を潰さなきゃ帰れないという状況が発生していますので、そこを是非なんとか手当てをしてほしいということの内容です。具体的には奥又、平田町の奥又から小宿の第一公園に着くバスが朝の8時46分、8時56分、9時16分、9時26分、かなり多いんですよ。ただ、里に行くバスはですね、8時42分が出たあとは、10時12分までないんです。だからこの間、いくらバスが小宿まで来ても、その先にいけないという状況で、例えば8時46分に乗って見えた方は、10時12分までは1時間26分の待ち時間。根瀬部に行くにはさらに待って10時42分しか根瀬部行きがありませんので、そういった意味では8時46分に着いたら最大1時間56分待ち時間があると。そういうケースはですね、やはり12時台にもあります。12時42分発から、次の14時12分までないという、そういったところが少しやはり手当てをしないと不便なのかなというふうに思っているんですね。それと、その小宿の第一公園から根瀬部行きの最終バスが16時57分なってます。5時前にはもう最終バスがあるということでは、なかなか名瀬のほうでバスを利用される方が、買い物が少しゆっくりというふうな形にはなかなかなりにくいという状況が見て取れます。それについて、どのような見解を持っているのか、また、対策を考えられないのか、答弁をお願いいたします。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えいたします。待ち時間、最大2時間ぐらいなると、それとまた、根瀬部行きの最終時刻は16時57分で終わるといことでの御質問だと思しますので、答弁いたしたいと思えます。コミュニティバスで運行している根瀬部線につきましては、昨年10月の路線再編により現在の運行時間となっております。運行時間の間隔が2時間あることについての御質問でございますが、10月の路線再編にあたっては、各集落において2度住民説明会を開催し、また、しまバスにおいて乗降調査を行い、通勤や通学の現状など、知名瀬、根瀬部の方の利用状況や御意見を踏まえ、片道6便、往復で12便ですね、である現在の運行時間に反映しているところでございます。また、最終便が16時57分となっていることにつきましても、住民説明会の中での意見をいただいた上で決定をしているところでございます。その理由といたしましては、根瀬部線に加えて虹の丘線も1人の運転手で運行しているため、中学生の下校便を最終便として調整させていただいたところでございます。コミュニティバスの運行については、行政、バス事業者、地域が皆が協力して取り組まなければならない課題であることを御理解いただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

5番（荒田幸司君） 今の部長の答弁だと、結局このことについては地域の方々も全て承知の上でやっていることですから、特に問題ないのではないかと。このいうことで捉えていますということなんですかね。ですから、今後、これを改善しようとか、そういった動きにはなりませんよということの受け止めでよろしいんですか。

商工観光部長（武下義広君） 先ほど説明、繰り返しになりますが、当然10月のバス再生に当たってはですね、やはり今までの路線、変わりますので、そこについてはしっかりと住民の意見を吸い上げて、その中でですね、決定していこうということもありましたので、ここについては根瀬部集落、知名瀬集落、里集落、それに下方の集落においてですね、出向いてしっかりと説明をやってですね、その中で調整して、便数についてもですね、初めは4便とか、そういう形であったんですけども、それも増やし

て、そういう形で調整していこうという結論でございましたので、そういう形で理解していただければと思いますので、よろしくお願いします。

5番（荒田幸司君） 部長がおっしゃっている内容については、よく分かりました。ただやはりこういう意見が出るということはね、恐らくそれ実際、説明会に参加されていなかったり、よく承知してなかったり、内容がよく掴めてなかったり、そういった方々かもしれません。ただ、最近はですね、やはりこのバスの時刻に慣れてしまって、だんだんだんだんこの声も上げなくなっているという現状はあるかと思えます。ましてはこういったバスのことがですね、非常に厳しい運営状況、経営状況になっている中では、なかなか改善は難しいのかなというふうに私も思いますが、是非そういったケースがあるということは受け止めておいていただいて、今後に生かしていただきたいことをお願いして終わりたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、最後の質問に移ります。河川の浚渫についてです。小宿の大津川の川尻、実質的には平松のほうにありますけれども、小宿漁港の脇の海岸になります。砂が経年的にやっぱり堆積する傾向にあります。その砂が大津川への海への流れを堰き止めて堆積しており、川の流れが完全に遮断されている状況にあります。このまま放置したら夏場にはドブ川となり、悪臭を放ち、蚊の発生源になることも予想されます。是非早急な対応をお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

農林水産部長（栄 広久君） お答えします。議員御質問の大津川の新砂の堆積につきましては承知しており、定期的に巡回し状況を把握しているところでございます。大津川の新砂の堆積につきましては、台風時の大雨の際には川の水の流れが海へつながるものの、時間の経過とともに砂が堆積し流れを堰き止めるという繰り返しでございます。現在、6月3日現在で2メートルぐらい堆積していたんですが、先週の大雨によりまして、今、海とつながっている状況となっております。大雨等により海へ流れがつながるものの、生活排水の流れ込みのため、水の滞留期間が長くなると悪臭等も発生することから、漁港管理費において重機借上料も計上しており、梅雨明け以降、水の滞留状況を見ながら対応する予定でございます。今後とも定期的に巡回し適切に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

5番（荒田幸司君） はい、ありがとうございます。よろしくお願いします。3月議会の正野卓矢議員の個人質問で、大浜海浜公園の新砂の減少について調査をするという旨の当局の答弁がありました。この小宿漁港もですね、先ほど部長がおっしゃったように、頻繁にやはりこの砂が溜まっていくんですね。潮の流れが明らかに変わってきているんだなというふうに思います。そういった意味では是非、この小宿漁港の新砂についても調査をいただければありがたいなというふうに思いますから、そのことを要望して質問を終わります。ありがとうございました。

少し時間余りましたが、これで私の個人質問を終わります。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） 以上で、日本共産党 荒田幸司君の一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

明日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後4時56分）